

閻若璩『尚書古文疏證』演習（三）

野間 文史

凡例

- 一 本稿は閻若璩『尚書古文疏證』卷一の訓詁・注釈・補説から成る。
- 二 底本は皇清經解本・乾隆十年原刻本とを対校した本文を用いる。

尚書古文疏證卷一

太原閻若璩百詩撰
平陰朱續暉近堂梓

- 第一言兩漢書載古文篇數與今異
- 第二言古文亡於西晉亂故無以證晚出之偽
- 第三言鄭康成註古文篇名與今異（以上第19集）
- 第四言古文書題卷數篇次當如此
- 第五言古文武成見劉歆三統歷者今異
- 第六言古文伊訓見三統歷及鄭註者今遺
- 第七言晚出泰誓獨遺墨子所引三語爲破綻（以上第20集）
- 第八言左傳載夏日食之禮今誤作季秋
- 第九言左傳德乃降之語今誤入大禹謨
- 第十言論語孝乎惟孝爲句今誤點斷

第十一言孟子引書語今誤入兩處

第十二言墨子引書語今妄改釋

第十三言左傳引夏訓語今彊入五子之歌

第十四言孟子引今文與今合引古文與今不合

第十五言左傳國語引逸書皆今有

第十六言禮記引逸書皆今有且誤析一篇爲二（以上第21集）

第八 左傳に夏の日食の禮を載するに、今誤りて季秋と作す

日食の變は、人君の當に恐懼し修省すべき所爲り。然れども建子・建午・建卯・建酉の月の、謂はゆる二至二分に、日之を食すること有るは、或は災と爲さず。其餘の月は、則ち災と爲す。災と爲すの尤も重き者は、則ち建巳の月に在り。蓋し冬至に一陽生じてより、此の月に至りて六陽並びに盛んとなり、六陰並びに消ゆるに、此に於いて忽ち陰を以て陽を侵すは、是れ臣を以て君を侵すこと爲り、故に先王は尤も之を忌む。夏家にては則ち鼗は鼓を奏し、畜夫は馳

せ、庶人は走る。周家にては則ち樂は鼓を奏し、祝は幣を用ひ、史は辭を用ふ。名に四月・六月の別有りと雖ども、皆な之を「正月」と謂ふ。「正月」とは正陽の月にて、「春、王の正月」の月には非ざるなり。左氏昭十七年に、「夏、六月、甲戌、朔、日之を食する有り。祝史用ふる所の幣を請ふは、禮なり。平子は知らずして之を止めて曰はく、唯だ正月の朔の慝未だ作らざるとき、日之を食する有れば、是に於いてか幣を社に用ひ、鼓を朝に伐つ。其の餘は則ち否しかせず」と。太史曰はく、此の月に在るなり。日分を過ぎて未だ至らず、三辰に災有れば、是に於いてか百官は物を降し、君は舉せず、辟けて時を移し、樂は鼓を奏し、祝は幣を用ひ、史は辭を用ふ。故に夏書に曰はく、辰房に集んぜざれば、瞽は鼓を奏し、嗇夫は馳せ、庶人は走る、と。此の月の朔を之れ謂へるなり。夏の四月に當たるを、是れ孟夏と謂ふ」とあり。夫の太史は首に此の禮の周の六月に在るを言ひ、繼いで即ち夏書を引きて、以て夏禮も亦た即ち周の六月朔に在るを證す。周の六月は是れ夏の四月爲れば、反覆明切なりと謂ふべし。此れ二代同禮の一大驗に非ずや。而るに古文を僞作する者、略ぼ歷法を知るも、仲康即位の初に當たり、九月に日食するの事有り、遂に胤征篇に於いて之を撰して、「乃ち季秋、月朔、辰房に集んぜざれば、瞽は鼓を奏し、嗇夫は馳せ、庶人は走る」と曰ふは、「瞽奏鼓」等の禮は夏家の正にて、未だ嘗て之を九月に用ひざりしを知らざるなり、是れ徒だ歷法を知るのみにて、未だ夏の典禮を知らざるなり。或は又た曲げて之が説を爲す者有りて、「夏は質、周は文なり、故に禮も亦た異り」と曰ふは、三代の典禮の異に従ふ者有り、亦た同に従ふ者有り、當に革むべき

者有り、亦た當に沿ふべき者有り、此は正に沿ひて同じくするの禮たるを知らざるなり。即ち上文の「道人木鐸を以て路に徇へ、官師相規し、工藝事を執りて以て諫む」、「正月孟春、是に於てか之れ有り」を以てするは、襄十四年に師曠引く所の夏書の文に非ずや。之を周禮小宰の職の「正歳、治官の屬を帥ゐて、治象の法を觀、徇ふるに木鐸を以てして曰はく、灋を用ひざる者は固より常刑有り」に考ふるに、周の正歳は即ち夏の正月、同じく建寅爲りて、同じく「徇ふるに木鐸を以てす」。此れ二代同禮の又た一大驗に非ずや。噫、古文を作る者は、自ら「博く經籍を考へ、羣言を採摭す」と謂ふも、而も往往にして博けれども或は精なる能はず、百を採れども或は時に一を漏らすこと有り。故に留むる所の破綻多く、以て後人の指議を來たす。吾れ安んぞ斯の人を起こして、面まのあたりに之に問ふを得んや。按ずるに巳月の正月爲ること、特に左氏に見ゆるのみならず、巳に詩小雅に見ゆ。謂はゆる「正月繁霜あり、我が心は憂傷す」是れなり。若し夏の寅の月、周の子の月を以て之に當つれば、其の繁霜は曷ぞ災異と爲すに足らんや。正陽の日食は、古の尤も忌む所と爲すは、亦た特に左氏に見ゆるのみならず、又た詩小雅に見ゆ。集傳の蘇氏の謂はゆる「純陽にして食するは、陽の弱きもの甚しきなり。十月、純陰にして食するは、陰の壯の甚しき」ものにて、「十月の交、朔日、辛卯、日之を食すること有り」をば、詩人以て「亦た孔だ之れ醜し」と爲すは、是れなり。其の説は皆な左と互ひに相發す、故に並びに之を著す。獨だ怪しむらくは、胡安國の春秋に傳するに、莊二十五年「六月、日食し、鼓して牲を社に用ふ」に於いて、左氏の正陽の義に従はずして、反て

遠く胤征「九月、日食し、鼙鼓を奏す」の禮を引くを。若し凡ての日食を以て、即ち當に然すべき者とせば、豈は誠に左氏を以て浮誇と爲し、而して古文尚書を以て眞に夏の典禮に合すと爲せるか。

又た按ずるに、仁山金履祥の通鑑前編に曰はく、「兵法は、胤征に『時に先だつ者は殺して赦す無く、時に及ばざる者は殺して赦す無し』と曰へるより整へるは莫きなり。胤征に『厥の渠魁を殲し、脅従するは治むる罔かれ』と曰へるより仁なるは莫きなり。胤征に『威厥の愛に克ち、允に濟る』と曰へるより勇なるは莫きなり。此れ武の大經なり」と。愚請ふ得て之を證せん。「時に先だつ者は殺して赦す無く、時に及ばざる者は殺して赦す無し」と曰ふは、此れ荀子君道篇に引く所の書に（韓詩外傳は「周制に曰はく」に作る。）「時に先だつ者は殺して赦す無く、時に逮はざる者は殺して赦す無し」と曰へるより出づ。是れ「整」は乃ち荀子に見ゆるなり。「厥の渠魁を殲し、脅従するは治むる罔かれ」は、此れ易の離卦の上九の爻辭に「王用て出征す。嘉有り、首を折る。獲ること其の醜に匪ず。咎無し」と曰へるより出づ。是れ「仁」は乃ち易に見ゆるなり。「威厥の愛に克ち、允に濟る」は、此れ左傳昭二十三年の「公子光曰はく、吾れ之を聞く、事を作すに威其の愛に克てば、小なりと雖ども必ず濟る」より出づ。是れ「勇」は乃ち左傳に見ゆるなり。凡そ晩出の古文、爲る所の精詣の語は、皆な一字として來處無きもの無し。獨だ惜しむらくは、後人書を読むこと少なく、遂に其の自ら此の語を作ると謂へるのみなるを。之を千金の裘に譬ふるに、徒だ其の毛に從

ひて之を觀れば、未だ其の白にして且つ粹なる者を愛せざるもの有らず、苟しくも其の皮を反して之を觀れば、然る後に此の白にして且つ粹なる者は、一狐の腋の力に非ず、乃ち衆腋を集めて以て之を爲るを知るなり。晩出古文、何を以て此に異ならんや。

又た按ずるに、左氏に夏書を引き、「日食の典禮」と云ふと雖ども、未だ的として何王の世に在るかを知らず。故に劉歆の三統歷には載せず。後に大同歷を造る者、始めて之を推して仲康元年と爲し、唐の傅仁均等は、又た以て五年癸巳と爲すも、疑ふらくは皆な晩出書に因り、傳會して此を爲すものなり。猶ほ劉原父の七經小傳に、「詩は皆な夏正にして、周正無し。鄭十月之交に箋して『周の十月は夏の八月』と云ひてより、後に歷を造る者、幽王の六年、西月辛卯朔に於て、果して日食あり、とす。疑ふらくは傳會に出づるなり」と謂ふがごとし。卓なるかな特識、盡く一切を掃ふべし。余謂へらく、此の二事は頗ぶる作對に堪ふ。

又た按ずるに、姚際恒立方曰はく、「古文を僞作する者、夏の四月を改めて季秋の月朔と爲す。意は謂へらく、夏と周とは制異なり、と。若し然らば、則ち太史引證は合はず、平子も亦た當に之を折つべし。何爲れぞ嘆みて一語もせざる。『鼙奏鼓』の三句は、逸書は原より日食を救ふに急なるを謂へるにて、怠惰にして救はざるには非ざるなり。填入すること殊に相合はず」と。

○本条は爲「胤政」篇の素材となつた古典を檢討している。

①建子・一陽生——建子は冬至、建午は夏至、建卯は春分、建酉は秋分に相当し、『周易』の卦を十二月に配当する（十二消息卦）

と以下の通り。

孟冬	10	11	12	亥	坤	易卦
仲冬	11	12	正月	子	復	
季冬	12	正月	2	丑	臨	
孟春	正月	2	3	寅	泰	
仲春	2	3	4	卯	大壯	
季春	3	4	5	辰	夬	
孟夏	4	5	6	巳	乾	
仲夏	5	6	7	午	姤	
季夏	6	7	8	未	遯	
孟冬	7	8	9	申	否	
仲冬	8	9	10	酉	觀	
季冬	9	10	11	戌	剝	

②襄十四年——『左伝』襄公十四年の条に、晉の師曠の言葉を以下のように載せる。

天生民而立之君、使司牧之、勿使失性。有君而爲之貳、使師保之、勿使過度。是故天子有公、諸侯有卿、卿置側室、大夫有貳宗、士有朋友、庶人工商皂隸、牧圉皆有親昵、以相輔佐也。善則賞之、過則匡之、患則救之、失則革之。自王以下各有父兄子弟以補察其政。史爲書、瞽爲詩、工誦箴諫、大夫規誨、士傳言、庶人謗、商旅于市、百工獻藝。故夏書曰、適人以木鐸徇于路、官師相規、工執藝沈諫。正月孟春、於是乎有之、諫失常也。天之愛民殃、豈其使一人肆於民上、以從其

淫、而棄天地之性。必不然矣。

③博考經籍——孔安國『尚書』序。

④詩小雅——『毛詩』小雅・正月。

正月繁霜、我心憂傷、民之訛言、亦孔之將、念我獨兮、憂心京京、哀我小心、癘憂以痒、

⑤詩小雅——『毛詩』小雅・十月之交。

十月之交、朔月辛卯、日有食之、亦孔之醜、彼月而微、此日而微、今此下民、亦孔之哀、

⑥蘇氏——『詩集傳』所引の蘇氏は以下の通り。

蘇氏曰、日食天變之大者也。然正陽之月、古尤忌之。夏之四月爲純陽、故謂之正月。十月純陰、疑其無陽、故謂之陽月。純陽而食、陽弱之甚也。純陰而食、陰壯之甚也。

⑦胡安國——『春秋胡氏伝』莊公二十五年の条。

按禮諸侯旅見天子、入門不得終禮者四、而日食與焉。古者以是爲大變、人君所當恐懼修省以答天意、而不敢忽也。故夏書曰、乃季秋月朔、辰弗集于房、瞽奏鼓、奮夫馳、庶人走。周官鼓人、救日月則詔王鼓、大僕、凡軍旅田役贊王鼓、救日月亦如之。

⑧左氏浮誇——韓愈「進學解」に「春秋謹嚴、左氏浮誇」とある。

⑨仁山金履祥通鑑前編——元の金履祥、字は吉甫、仁山と号する。

本条所引は『資治通鑑前編』卷三に見える。

⑩韓詩外傳——『韓詩外傳』卷六に『荀子』君道篇に基づく一章があるが、ここでは「書曰」が「周制曰」として引用されている

ということ。

⑪後造大同歷者——『新唐書』曆志三上には僧一行等の手に成る「合朔議」を引用するが、その中に「虞劇以爲仲康元年、非也」と見える。

⑫唐傅仁均——同じく「合朔議」に「新曆仲康五年癸巳歲九月庚戌朔、日蝕在房二度」と見える。

⑬劉原父七經小傳——現行本の劉敞『七經小傳』には見あたらない。

⑭姚際恒立方——林慶彰主編『姚際恒著作集』の『古文尚書通論輯本』胤征篇に収録する。

補説——「凡そ晩出の古文、爲る所の精詣の語は、皆な一字として來處無きもの無し。獨だ惜しむらくは、後人書を読むこと少なく、遂に其の自ら此の語を作ると謂へるのみなるを」という言葉にも、閻氏の博覽に對する自信のほどがうかがえるであろう。

第八 左傳載夏日食之禮今誤作季秋

日食之變、爲人君所當恐懼修省。然建子建午建卯建酉之月、所謂二至二分、日有食之、或不爲災、其餘月則爲災。爲災之尤重者、則在建巳之月焉。蓋自冬至一陽生、至此月而六陽並盛、六陰並消、於此而忽以陰侵陽、是爲以臣侵君、故先王尤忌之。夏家則警奏鼓、畜夫馳、庶人走、周家則樂奏鼓、祝用幣、史用辭。雖名有四月六月之別、皆謂之正月。正月者正陽之月、非「春王正月」之月也。左氏昭十七年、「夏、六月、甲戌、朔、日有食之。祝史請所用幣、禮也。平子不知而止之、曰、唯正月朔、慝未作、日有食之、於是乎用幣於社、伐鼓於朝、其餘則否。太史曰、在此月也。日過分而未至、三辰有災、於是乎百官降物、君不舉、辟移時、樂奏鼓、祝用幣、史用辭。故夏書曰、辰不集於房、警奏鼓、畜夫馳、庶人走、此月朔之謂也。當夏四月、是謂孟夏」。夫太

史首言此禮在周之六月、繼即引夏書以證夏禮亦即在周之六月朔、周之六月是爲夏之四月、可謂反覆明切矣。此非二代同禮之一大驗乎。而僞作古文者、略知歷法、當仲康即位初有九月日食之事、遂於胤征篇撰之曰「乃季秋月朔、辰弗集於房、警奏鼓、畜夫馳、庶人走」。不知「警奏鼓」等禮、夏家正、未嘗用之於九月也。是徒知歷法、而未知夏之典禮也。或又有曲爲之說者、曰「夏質周文、故禮亦異」。不知三代典禮有從異者、亦有從同者、有當革者、亦有當沿者、此正沿而同之禮也。即以上文「道人以木鐸徇于路、官師相規、工執藝事以諫」、「正月、孟春、於是乎有之」、非襄十四年師曠所引夏書之文乎。考之周禮小宰之職「正歲帥治官之屬、而觀治象之法、徇以木鐸曰、不用灋者固有常刑」、周之正歲、即夏之正月、同爲建寅、同徇以木鐸。此非二代同禮之又一驗乎。噫、作古文者、自謂「博考經籍、採摭羣言」。而往往博而或不能精、採百而或時漏一、故多所留破綻、以來後人之指議。吾安得起斯人而面問之哉。

按巳月之爲正月、不特見左氏、已見詩小雅。所謂「正月繁霜、我心憂傷」是也。若以夏寅月、周子月當之、其繁霜曷足爲災異哉。正陽日食爲古所尤忌、亦不特見左氏、又見詩小雅。集傳蘇氏所謂「純陽而食、陽弱之甚。十月純陰而食、陰壯之甚」、「十月之交、朔日辛卯、日有食之」、詩人以爲「亦孔之醜」是也。其說皆與左互相發、故並著之。獨怪胡安國傳春秋於莊二十五年「六月、日食、鼓用牲于社」、不從左氏正陽之義、而反遠引胤征「九月、日食、警奏鼓」之禮。若以凡日食即當然者、豈誠以左氏爲浮誇、而以古文尚書爲眞合夏之典禮也耶。

又按仁山金履祥通鑑前編曰「兵法莫整於胤征曰「先時者殺無赦、不及時者殺無赦也」。莫仁於胤征曰「殲厥渠魁、脅從罔治也」。莫勇於胤征曰「威克厥愛、允濟也」。此武之大經也」。愚請得而證之。曰「先時者殺無赦、

不及時者殺無赦、此出荀子君道篇所引書曰（韓詩外傳作「周制曰」）「先時者殺無赦、不逮時者殺無赦」、是整乃見於荀子也。「殲厥渠魁、脅從罔治」、此出易離卦上九爻辭曰「王用出征、有嘉折首、獲匪其醜、无咎」、是仁乃見於易也。「威克厥愛、允濟」、此出左傳昭二十三年「公子光曰、吾聞之、作事威克其愛、雖小必濟」、是勇乃見於左傳也。凡晚出之古文所爲精詣之語、皆無一字無來處。獨借後人讀書少、遂謂其自作此語耳。譬之千金之裘、徒從其毛而觀之、未有不愛其白且粹者。苟反其皮而觀之、然後知此白且粹者、非一狐之腋之力、乃集衆腋以爲之也。晚出古文何以異此哉。又按左氏引夏書雖云「日食典禮」、未知的在何王之世。故劉歆三統歷不載。後造大同歷者、始推之爲「仲康元年」、唐傅仁均等又以爲「五年癸巳」、疑皆因晚出書傳會爲此。猶劉原父七經小傳謂「詩皆夏正、無周正。自鄭箋十月之交云、周之十月、夏之八月、後造歷者、於幽王六年、酉月辛卯朔、果日食矣、疑出於傳會」。卓哉特識、可盡掃一切。余謂此二事頗堪作對。又按姚際恒立方曰「僞作古文者、改夏四月爲季秋月朔。意謂夏與周制異。若然則太史引證不合、平子亦當折之矣。何爲噤不一語。「瞽奏鼓」三句、逸書原謂急於救日食、非怠惰不救。填入殊不相合。

第九 左傳の「德乃降」の語をば、今誤りて大禹謨に入る

文に譌を承け、謬を踵ぎ、千載を歴て、其の非を覺る莫きも、而も一旦道破すれば、人をして失笑せしむる者有り。古文の大禹謨「皋陶邁きて徳を種く。德乃ち降る」の二句、是れなり。孔安國此の二句に傳して曰はく、「邁は行、種は布、降は下なり。言ふこ

ころは、皋陶其の徳を布き行ひ、下りて民に冷きなり」と。陸徳明音して曰はく、「降は江巷の反」と。此に據れば則ち「德乃降」の「降」は、當に音は絳なるべく、當に「胡江の切、音誼」なるべからざること、蓋し知るべし。然れども左氏莊八年「夏、師齊師と郈を圍み、郈齊師に降る。仲慶父齊師を伐たんことを請ふ。公曰はく、不可なり。我れ實に不徳、齊師に何の罪かある。罪は我に之れ由る。夏書に曰はく、皋陶邁めて徳を種く、と。徳あれば乃ち降らん。姑く徳を修むるに務め、以て時を待たんか、と。秋、師還る」とあり、杜預「皋陶邁種徳」の一句に註して、「夏書は逸書なり」と曰ひ、「德乃降」の一句に註して、「言ふころは、苟くも徳有れば、乃ち人の降服する所と爲るなり」と曰ひ、孔穎達の疏に「杜は『德乃降』を謂ひて莊公の語と爲す。故に隔てて下註に従ふ」と曰ふ。此に據れば則ち「德乃降」の「降」は、當に「胡江の切、音誼」なるべく、當に「古巷の切、音絳」なるべからざること、又た知るべし。且つ必ず音誼なるは、方に上文の「郈降於齊師」、經文「郈降於齊師」と相合す。一部の左氏、古人の成語を引くに、下に即ち其の末の一字に従ひて之を申解する者は、固より獨り莊八年の夏のみ然りと爲さざるなり。宣十二年に、君子詩に「亂離瘼めり。爰に其れ適歸せん」と曰ふを引き、「亂を怙む者に歸するかな」といふ。襄三十一年に、北宮文子詩に「初有らざる靡く、克く終有るは鮮し」と云ふを引き、「之を終ふること實に難し」といふ。昭十年に、臧武仲詩に「德音孔だ昭らかなり。民に視すこと佻しからず」と曰ふを引き、「佻しうするを之れ甚だしと謂ふ」とあるは、皆な其の例なり。又た獨り左氏のみ然りと爲さざるなり。中

庸の卒章に詩の「徳の輻くわくきこと毛の如し」と曰ふを引き、「毛に猶ほ倫有り」といふも、亦た其の例なり。若し必ず「徳乃降」を以て書の語と爲せば、則ち「毛猶有倫」も、亦た應まさに烝民の詩に見るべきに、何ぞ未だ之を見ざるや。且つ已に「苟くも徳有れば、乃ち人の降服する所と爲る」者も、亦た獨り莊八年の夏に見ゆるのみなざるなり。僖十九年に、文王崇を伐ち、退きて教を修め、而して崇始めて降るを載す。僖二十五年に、文公原を圍み、退きて信を示し、而して原始めて降るを載す。昭十五年に、穆子鼓を圍み、既に之をして以て叛けるを殺さしめ、復た之をして以て義を知りて後、從ひて其の降るを受けしむるを載するは、皆な其の義なり。凡そ「徳乃降」の、莊公書を釋せるの語爲ること、皆な歴史として證有り。而るに古文を偽作する者、一時に察せず、並びに大禹謨中に竄入せること、分明に破綻を現露す。而るに千載の人、徒だ其の聖人の經爲るを以て、而して之を敢へて議する莫し。噫、孰れか知らん、此れ古文を作る者、固より已に從ひて自ら道破せるを。曰はく、「偽を作すは心勞して日に拙つたなし」と。

或ひと問ふ、韻會に「降は胡江の切、服するなり」と云ひ、説文も亦た「夆」に作り、又た「下るなり」とあり、詩の召南の「我が心は則ち降る」、大雅の「福祿の降るとら」は、皆な讀みて平聲と作す。是れ平聲の音の内にも、亦た『下るなり』の解有り。安んぞ大禹の當日に『徳乃ち降る』と云ふを、讀むに平聲と作さずして、陸徳明誤りて之に音するに非ざるを知らんや、と。余曰はく、即し平聲と音相通ずれば、而ち左傳引く所の上下の文義に於いて、終に得て通ぜざる者有り、二十五篇の書、他書より采集

し剥拾する所なれば、因りて其の文義と相背馳する者、固より獨り一の「徳乃降」のみならざるなり。孟子の「象曰はく、鬱陶として君を思ふのみ」とは、此れ象の辭、「忸怩」は則ち敘事の辭なり。國語の「晉の平公豎襄を殺さんと欲す。叔向曰はく、君其れ必ず速かに之を殺し、遠聞せしむる勿かれ、と。君忸怩たる顔にて、乃ち趣かに之を赦す」の註に「忸怩は慙はづる貌」と曰ふは、是れ其の證なり。今五子之歌中に竄入して「鬱陶たるかな、予が心。顔厚忸怩たる有り」と曰ひ、「鬱陶」「忸怩」を以て、並びに一人の口氣と爲すは、孟子の文義を失卻せざらんか。「王曰はく、畏るる無かれ。爾を甯やんずるなり。百姓に敵するに非ざるなり」とは、此れ武王の辭、「崩ずるが若く角を厥して〔ぬかづく〕稽首す」とは、則ち敘事の辭なり。今泰誓中篇中に竄入して「畏るる無きこと或る罔なかれ。甯ろ敵に非ざるを執へ、百姓懷懐と、厥の角を崩すが若し」と曰ひ、皆な以て武王の口氣と爲すは、愈いよ孟子の文義を失はざらんや。且つ詳らかに其の引く所の「王曰」を玩あぶに、自づから是れ商郊に至り、商の百姓を慰安するの辭にして、其の「河朔にて師に誓ふ」と、固より絶えて相蒙らざる者なり。史記周本紀に、「武王の商國に至り、商國の百姓咸みなな郊に待ち、是に於いて武王羣臣をして商の百姓に告げ語らしめて『上天降休』と曰ひ、商人皆な再拜稽首し、武王も亦た答拜す」を載するは、即ち其の事なり。古文を偽作する者、既に古人の文字に議論に敘事を夾むの體有るを辨せず、又た武王の時の、事に師に誓ひ民を弔するの同じからざる有るを辨せずして、一槩に混置するは、謬たがひ甚し。世猶ほ其の經爲るを

以てして、交まじりも相あひ賛あくるは、亦た矮人⑩の觀場と謂ふべし。

①江巷反・胡江切——「降」字を「江巷反」で読むと「おりる・さげる・くだる」の意となり、「胡江切」で読むと「くだす・降伏する」の意となるということ。

②夏書曰——この「夏書」の引用文を「皋陶邁種德」までと解するのが杜預説であり、閻氏はそれを妥当と見なし、「一部の左氏、古人の成語を引くに、下に即ち其の末の一字に従ひて之を申解する」例が多数あることを、以下に紹介するわけである。ちなみに『左氏會箋』・楊伯峻『春秋左傳注』では、いずれも「徳乃降」までだと解している。

③宣十二年——『左傳』宣公十二年に「君子曰、史佚所謂『毋怙亂』者、謂是類也。詩曰『亂離瘼矣、爰其適歸』、歸於怙亂者也夫」とある引詩は『毛詩』小雅・四月篇であるということ。以下④・⑤・⑥も同様

④詩云——『毛詩』大雅・蕩篇。

⑤詩曰——『毛詩』小雅・鹿鳴篇。

⑥詩曰——『毛詩』大雅・烝民篇。

⑦僖十九年——『左傳』僖公十九年「宋人圍曹、討不服也。子魚言於宋公曰『文王聞崇徳亂而伐之、軍三旬而不降。退修教而復伐之、因壘而降。』詩曰、刑于寡妻、至于兄弟、以御于家邦。今君徳無乃猶有所闕、而以伐人、若之何。盍姑內省徳乎、無闕而後動」。

⑧僖二十五年——『左傳』僖公二十五年「冬、晉侯圍原、命三日之糧。原不降、命去之。謀出、曰『原將降矣』。軍吏曰『請待之』。公曰『信、國之寶也、民之所庇也。得原失信、何以庇之。所亡滋多』。退一舍而原降。遷原伯貫于冀。趙衰爲原大夫、狐溱爲温大夫」。

糧。原不降、命去之。謀出、曰『原將降矣』。軍吏曰『請待之』。公曰『信、國之寶也、民之所庇也。得原失信、何以庇之。所亡滋多』。退一舍而原降。遷原伯貫于冀。趙衰爲原大夫、狐溱爲温大夫」。

⑨昭十五年——『左傳』昭公十五年「晉荀吳帥師伐鮮虞、圍鼓。鼓人或請以城叛、穆子弗許。左右曰『師徒不勤、而可以獲城、何故不爲』。穆子曰『吾聞諸叔向曰、好惡不愆、民知所適、事無不濟。或以吾城叛、吾所甚惡也。人以城來、吾獨何好焉。賞所甚惡、若所好何。若其弗賞、是失信也、何以庇民。力能則進、否則退、量力而行。吾不可以欲城而適奸、所喪滋多』。使鼓人殺叛人而繕守備。圍鼓三月、鼓人或請降。使其民見、曰『猶有食色、姑修而城』。軍吏曰『獲城而弗取、勤民而頓兵、何以事君』。穆子曰『吾以事君也。獲一邑而教民怠、將焉用邑。邑以買怠、不如完舊。買怠無卒、棄舊不祥。鼓人能事其君、我亦能事吾君。率義不爽、好惡不愆、城可獲而民知義所、有死命而無二心、不亦可乎』。鼓人告食竭力盡、而後取之。克鼓而反、不戮一人、以鼓子爲鞮歸」。

⑩作僞心勞日拙——『尚書』周官篇「作徳心逸日休、作僞心勞日拙」。

⑪韻會——『古今韻會舉要』卷十「平聲上」三。

⑫說文——『說文解字』五篇下「衤、服也。从又巾。相承不敢並也」、十四篇下「降、下也。从自衤聲」。

⑬詩召南——『毛詩』召南・草蟲篇。

⑭大雅——『毛詩』大雅・旱麓篇「豈弟君子、福祿攸降」、また鳧

鷺篇「既燕于宗、福祿攸降」。

⑮孟子——『孟子』萬章上篇。

象曰「鬱陶、思君爾」。忸怩。舜曰、唯茲臣庶。

⑯國語——『國語』晉語八。

⑰五子之歌——『尚書』五子之歌篇「鬱陶乎予心、顏厚有忸怩」、
僞孔傳「鬱陶、言哀思也。顏厚、色愧。忸怩、心慙慙愧於仁人
賢士」。

⑱王曰——『孟子』盡心下篇「武王之伐殷也、革車三百兩、虎賁三
千人。王曰『無畏、寧爾也。非敵百姓也』。若崩厥角稽首。征
之爲言正也。各欲正己也、焉用戰」。

⑲泰誓中篇——『尚書』泰誓中篇「昂哉夫子、罔或無畏、寧執非敵、
百姓懷懷、若崩厥角。嗚呼乃一德一心、立定厥功、惟克永世」。

⑳河朔誓師——『尚書』泰誓中篇「惟戊午、王次于河朔。羣后以師
畢會。王乃徇師而誓曰、嗚呼、西土有衆、咸聽朕言」。

㉑矮人之觀場——矮人は身長の低い人。観劇の際に舞台を見ないで
他人の批評に付和雷同すること。「矮子看戲、隨人上下」とも
言う。

補説——「而るに千載の人、徒だ其の聖人の經爲るを以て、而して
之を敢へて議する莫し」という言葉に、不磨の聖典をも批評の對
象にすべきであるとの閻氏の立場がうかがえる。それは古人の文
章を精読し、古人の語法を見きわめた閻氏の自信のしからしむる
ところであろう。本条冒頭の「文に譌を承け、譌を踵ぎ、千載
を歴て、其の非を覺る莫きも、而も一旦道破すれば、人をして失
笑せしむる者有り」はその宣言である。

第九 左傳德乃降之語今誤入大禹謨

文有承譌踵謬、歷千載莫覺其非、而一旦道破、令人失笑者。古文大禹謨「皋
陶邁種德、德乃降」二句是也。孔安國傳此二句曰「邁行、種布、降下也。言
皋陶布行其德、下洽於民也」。陸德明音曰「降江巷反」。據此則「德乃降」之
「降」、當音「絳」、不當「胡江切、音証」、蓋可知矣。然左氏莊八年「夏、
師及齊師圍郕、郕降於齊師。仲慶父請伐齊師。公曰、不可。我實不德、齊師
何罪。罪我之由。夏書曰、皋陶邁種德、德乃降。姑務修德以待時乎。秋、師
還」、杜預註「皋陶邁種德」一句、曰「夏書逸書也」、註「德乃降」一句、曰
「言苟有德、乃爲人所降服也」、孔穎達疏曰「杜謂德乃降、爲莊公之語。故
隔從下註」。據此則「德乃降」之「降」、當「胡江切、音証」、不當「古巷切、
音絳」、又可知矣。且必音「証」、方與上文「郕降於齊師」、經文「郕降於齊
師」相合。一部左氏引古人成語下、即從其末之一字申解之者、固不獨莊八年
夏爲然也。宣十二年、君子引詩曰「亂離瘼矣、爰其適歸、歸於怙亂者也夫」、
襄三十一年、北宮文子引詩云「靡不有初、鮮克有終。終之實難」、昭十年、
臧武仲引詩曰「德音孔昭、視民不佻、佻之謂甚矣」、皆其例也。又不獨左氏
爲然也。中庸卒章引詩曰「德輶如毛、毛猶有倫」、亦其例也。若必以「德乃
降」爲書語、則「毛猶有倫」、亦應見於蒸民詩矣、何未之見也。且已苟有德、
乃爲人所降服者、亦不獨見於莊八年夏而已也。僖十九年、載文王伐崇、退而
修教、而崇始降、僖二十五年、載文公圍原、退而示信、而原始降、昭十五年、
載穆子圍鼓、既令之以殺叛、復令乞以知義、而後從而受其降、皆其義也。凡
「德乃降」之爲莊公釋書之語、皆歷歷有證。而僞作古文者、一時不察、並竄
入大禹謨中、分明現露破綻。而千載之人、徒以其爲聖人之經也、而莫之敢議。
噫孰知此作古文者、固已從而自道破矣。曰作僞心勞日拙。

或問、韻會云「降胡江切、服也」。說文亦作「彖」又「下也」。詩召南「我心則降」、大雅「福祿攸降」、皆讀作平聲。是平聲音內、亦有「下也」之解、安知大禹當日云「德乃降」、不讀作平聲、而陸德明非誤音之乎。余曰、即與平聲音相通、而於左傳所引上下之文義、終有不得而通者。二十五篇之書、所采集剝拾他書、因而與其文義相背馳者、固不獨一「德乃降」已也。孟子「象曰、鬱陶思君爾」、此象之辭。「忸怩」則敘事之辭。國語「晉平公欲殺豎襄。叔向曰、君其必速殺之、勿令遠聞。君忸怩顔、乃趣赦之」、註曰「忸怩慙貌」、是其證也。今竄入五子之歌中曰「鬱陶乎予心、顔厚有忸怩」、以「鬱陶」「忸怩」並爲一人口氣、不失卻孟子之文義乎。「王曰、無畏、甯爾也。非敵百姓也」、此武王之辭。「若崩厥角稽首」則敘事之辭。今竄入泰誓中篇中曰「罔或無畏。甯執非敵、百姓懷懷、若崩厥角」、皆以爲武王口氣、不愈失孟子之文義乎。且詳玩其所引「王曰」、自是至商郊、慰安商百姓之辭、其與「河朔誓師」、固絕不相蒙者也。史記周本紀載武王至商國、商國百姓、咸待於郊、於是武王使羣臣告語商百姓曰「上天降休」、商人皆再拜稽首、武王亦答拜、即其事也。僞作古文者、既不辨古人文字有議論夾敘事之體、又不辨武王時事有誓師弔民之不同、而一槩混置、譌謬已甚。世猶以其爲經、而交相贊焉、亦可謂矮人之觀場矣。

第十 論語は「孝乎惟孝」を句と爲すに、今誤りて點斷す

書に句讀の本より宜しく是の如くなるべきも、而も一旦晚出古文の割裂する所と爲り、遂に改めて以て之に従ふ者有り。論語の「書に云ふ、孝なるかな惟れ孝。兄弟に友に、有政に施す」の二句是

れなり。何晏の集解に引ける漢の包咸註に「孝乎惟孝」とは、孝を美大するの辭」と云ふは、是れ「書云」を以て一句と爲し、「孝子惟孝」を一句と爲し、「友於兄弟」を一句と爲す。晉書の夏侯湛の昆弟誥に「古人に言有り。孝なるかな惟れ孝、兄弟に友」とあり、潘岳の閑居賦序に「孝なるかな惟れ孝、兄弟に友」とあり、此れ亦た拙者の爲政なり」とあるは、是れ其の證なり。君陳篇を僞作する者、竟に「孝乎」の二字を將て讀みて上に屬し、孔子の言と爲す。載籍引く所の詩・書の文を歴覽するに、從て此等の句法無し。(姚際恒立方曰はく、古人詩・書を引用するに、未だ詩・書中の一字を撮取し、先づ提唱を爲す者有らず、と。)然らば則ち載籍中にも、亦た「孝乎惟孝」の句法有りや、と。余曰はく、之れ有り。仲尼燕居の「子貢曰はく、敢へて問ふ、將に何を以て此の中者を爲さんとするや、と。子曰はく、禮なるかな禮。夫れ禮は中を制する所以なり」の「禮乎禮」は、此等の句法に非ずや。古文を僞作する者、又た句讀の間に於いて一破綻を現露せざらんや。

按ずるに錢尚書謙益家藏の淳熙九經本の點斷せる句讀は、號して精審と稱するに、亦た「孝乎惟孝」の四字を以て句と爲す。是れより先、張末の淮陽郡黃氏友于泉銘に、「孝乎惟孝、友于兄弟」と曰ひ、張齊賢・眞宗の命を承けて弟子贊を撰し、「孝なるかな惟れ孝。曾子焉を稱す」と曰ひ、太平御覽に引ける論語に「孝乎惟孝、友于兄弟」と曰ひ、唐の王利貞の幽州石浮圖頌に「孝なるかな惟れ孝。忠は令徳爲り」と曰ひ、梁の元帝の劉孝綽墓誌銘に「孝乎惟孝」と曰ひ、與武陵王書に「友于兄弟」と曰へば、則ち改めて君陳篇の讀に従ふ者は、朱子より始まりしを知る。

又た按ずるに、素問に「帝曰はく、何をか形と謂ふ、と。岐伯曰はく、請ふ形を言はん。形なるかな形、と。何をか神と謂ふ、と。岐伯曰はく、請ふ神を言はん。神なるかな神」とあり、靈樞經に「岐伯曰はく、上神を守る。神なるかな神」とあり、史記淮陰侯列傳に「蒯通曰はく、時なるかな時。再びは來たらざ」とあり、漢の桂陽太守周憬碑銘の辭に「君なるかな君。壽は嘗られず」と曰ひ、揚子法言に「習乎習」「雜乎雜」「辰乎辰」「才乎才」有り、晉の董京の詩に「麟乎麟」有るは、並びに此の句法なり。又た此を以て末句に置く者は、則ち公羊傳の「賤乎賤者也」、爾雅釋訓篇の「微乎微者也」、春秋繁露の「賤乎賤者」有り。夫れ「賤乎賤者」有れば、則ち亦た『貴乎貴者』有りなり。

又た按ずるに、梅氏鷲も亦た謂ふ、君陳篇、上は國語「令德孝恭」の文を竊み、下は論語「惟孝」、「友于兄弟」等の語を輯むるに、頗ぶる重複せるを以て、遂に「孝乎」の二字を去り、書を釋する者の辭爲たるが若くす。試みに思へ、凡そ「書云」「書曰」を引くの下に、曾て自ら語氣を爲す者有らんや。即し「子張曰はく、書に云ふ、高宗諒陰、三年言はず」の如きをば、竟に「書云高宗」四字を斷じて句と爲せば、文理尚ほ通ぜんか。朱子集註、疑を致すを聞かず、總て縁りて古文に壓せらるのみ。某嘗て謂へらく、朱子も固より校人の欺を受く、と。此れ其の一なるのみ。

又た按ずるに、論語に引く所の書は、未だ的として何篇に出づるかを知らざるも、偽作する者、君陳篇中に竄入せしは、亦た故有るなり。蓋し鄭註禮記坊記に「君陳は蓋し周公の子、伯禽の弟なり」と云へるを見、其の人周公の子、伯禽の弟爲れば、必ずや

孝にして且つ友なりと意ひ、故に二語を以て之を實たし、又た太だ突にして君陳に接するに便ならざるを嫌ひ、特に上の「惟爾令德孝恭」の一語を裝りて贊と爲し、下に方に泛ねく孝の理を論ずれば、必ず「兄弟に友に」、能く「有政に施し」、即ち本題「茲の東郊に尹とす」を以て「政」字より下を生ぜしむ。湊泊し繙縫せる、痕跡宛然たり。

- ① 論語——『論語』爲政篇「或謂孔子曰、子奚不爲政。」（包曰、或人以爲、居位乃是爲政。）子曰、書云、孝乎惟孝、友于兄弟、施於有政。是亦爲政、奚其爲爲政。」（包曰、孝乎惟孝、美大孝之辭。友于兄弟、善於兄弟。施行也。所行有政道、與爲政同。）
- ② 晉書夏侯湛昆弟誥——『晉書』卷五十五夏侯湛傳「政清務閑、優游多暇、乃作昆弟誥。其辭曰、惟正月才生魄、湛若曰、咨爾弟淳・琬・瑄・謨、總、瞻。古人有言、『孝乎惟孝、友于兄弟』。『死喪之戚、兄弟孔懷』。又曰、『周之有至德也、莫如兄弟。』於戲、古之載于訓籍、傳于詩書者、厥乃不思、不可不行。爾其專乃心、一乃聽、砥礪乃性、以聽我之格言」。淳等拜手稽首。
- ③ 潘岳閑居賦序——『晉書』卷五十五潘岳傳「既仕宦不達、乃作閑居賦曰、岳讀汲黯傳至司馬安四至九卿、而良史書之、題以巧宦之目、未曾不慨然廢書而歎也。……於是覽止足之分、庶浮雲之志、築室種樹、逍遙自得。池沼足以漁釣、春稅足以代耕。灌園鬻蔬、供朝夕之膳。牧羊酷酪、俟伏臘之費。孝乎惟孝、友于兄弟、此亦拙者之爲政也」。『文選』卷十六所收。
- ④ 姚際恒立方——姚際恒については第七條注⑩参照。林慶彰主編『姚

際恒著作集』(中央研究院・中国文哲研究所 一九九四)第二冊に『古文尚書通論輯本』を収録するが、第七条と同様に本条を収録し漏らす。

⑤ 錢尚書謙益家藏淳熙九經本——錢謙益『牧齋初學集』卷八十三「跋淳熙九經後」に「淳熙九經、點斷句讀皆精審。如論語、書云、句孝乎惟孝、句友于兄弟。又、甚矣。句吾衰也久矣、句吾不復夢見周公。……皆與今本迥別。學者宜詳考之」とある。

⑥ 張耒淮陽郡黃氏友于泉銘——張耒『柯山集』卷四十三、また『張右史文集』卷四十六「淮陽郡黃氏友于泉銘」。

⑦ 張齊賢——『山左金石志』卷十五「曾參字子輿魯人贈郈伯今進封瑕丘侯贊」。

⑧ 太平御覽——『太平御覽』卷四百一十六人事部五十七。

⑨ 唐王利貞幽州石浮圖頌——未詳。

⑩ 梁元帝劉孝綽墓誌銘——『藝文類聚』卷四十八。

⑪ 與武陵王書——『梁書』卷五十五。

⑫ 自朱子始——『論語集注』では以下の通り(「」内は朱子集注)。
或謂孔子曰、子奚不爲政。「定公初年、孔子不仕、故或人疑其不爲政也。」子曰、書云「孝乎。惟孝友于兄弟、施於有政。」

是亦爲政、奚其爲爲政。「書、周書君陳篇。書云孝乎者、言書之言孝如此也。善兄弟曰友。書言君陳能孝於親、友於兄弟、又能推廣此心、以爲一家之政。孔子引之、言如此、則是亦爲政矣、何必居位乃爲爲政乎。蓋孔子之不仕、有難以語或人者、故託此以告之、要之至理亦不外是。」

⑬ 素問——『黃帝內經素問』卷八「正神明論」。

⑭ 靈樞經——『靈樞經』卷一「九針十二原」。

⑮ 史記淮陰侯列傳——『史記』卷九十二「淮陰侯列傳」。

⑯ 漢桂陽太守周憬碑銘——『隸釋』卷四「桂陽太守周憬勳銘」。

⑰ 揚子法言——『法言』の「學行」・「問神」・「問明」・「淵騫」の諸篇に見える。

⑱ 晉董京詩——『晉書』卷九十四「隱逸・董京傳」に「後數年、遁去、莫知所之、於其所寢處惟有一石竹子及詩二篇。其一日「乾道剛簡、坤體敦密、茫茫太素、是則是述。末世流奔、以文代質、悠悠世目、孰知其實。逝將去此至虛、歸我自然之室」。又曰「孔子不遇、時彼感麟。麟乎麟、胡不遁世以存真」とある。

⑲ 公羊傳——『公羊傳』哀公四年「春、王三月、庚戌、盜殺蔡侯申。弑君、賤者窮諸人。此其稱盜以弑何、賤乎賤者也。賤乎賤者孰謂、謂罪人也」。

⑳ 爾雅釋訓篇——『爾雅』釋訓篇「式微式微者。微乎微者也」。

㉑ 春秋繁露——『春秋繁露』卷二竹林篇「春秋之辭、有所謂賤者、有賤乎賤者。夫有賤乎賤者、則亦有貴乎貴者矣」。

㉒ 梅氏鷺——梅鷺『尚書譜』卷三の趣旨を閻氏がまとめたのであるうか。

㉓ 國語——『國語』周語下。

㉔ 子張曰——『論語』憲問篇「子張曰、書云、高宗諒陰、三年不言、何謂也。子曰、何必高宗。古之人皆然。君薨百官總己、以聽於冢宰三年」。

補説——参考までに「君陳」篇の一文を引用しよう。
王若曰、君陳、惟爾令德孝恭。惟孝、友于兄弟、克施有政。

命汝尹茲東郊、敬哉。昔周公師保萬民、民懷其德、往慎乃司、茲率厥常。懋昭周公之訓、惟民其乂。

閻氏が朱子を盾にすることについては、第四条の補説で述べたところであるが、本条では「改めて君陳篇の讀に従ふ者は、朱子より始まりしを知る」とか、「朱子集註、疑を致すを聞かず、總て縁りて古文に壓せらるるのみ。某嘗て謂へらく、朱子も固より校人の欺を受く」と述べるように、明確に朱子批判の論を展開している。

第十 論語孝乎惟孝爲句今誤點斷

書有句讀本宜如是、而一旦爲晚出古文所割裂、遂改以從之者。論語「書云、孝乎惟孝、友於兄弟、施於有政」二句是也。何晏集解引漢包咸註云「孝乎惟孝、美大孝之辭」、是以「書云」爲一句、「孝子惟孝」爲一句、「友於兄弟」爲一句。晉書夏侯湛昆弟誥「古人有言、孝乎惟孝、友於兄弟」、潘岳閑居賦序「孝乎惟孝、友於兄弟、此亦拙者之爲政也」、是其證也。僞作君陳篇者、竟將「孝乎」二字讀屬上、爲孔子之言。歷覽載籍所引詩書之文、從無此等句法。（姚際恒立方曰「古人引用詩書、未有撮取詩書中一字先爲提唱者」。）然則載籍中、亦有「孝乎惟孝」句法耶。余曰、有之。仲尼燕居「子貢曰、敢問將何以爲此中者也。子曰、禮乎禮。夫禮所以制中也」、「禮乎禮」非此等句法耶。僞作古文者、不又於句讀間、現露一破綻耶。

按錢尚書謙益家藏淳熙九經本點斷句讀、號稱精審、亦以「孝乎惟孝」四字爲句。先是張耒淮陽郡黃氏友于泉銘曰「孝乎惟孝、友于兄弟」、張齊賢承眞宗命、撰弟子贊曰「孝乎惟孝。曾子稱焉」、太平御覽引論語曰「孝乎惟孝、友于兄弟」、唐王利貞幽州石浮圖頌曰「孝乎惟孝、忠爲令德」、梁元

帝劉孝綽墓誌銘曰「孝乎惟孝」、與武陵王書曰「友于兄弟」、則知改從君陳篇讀者、自朱子始。

又按索問「帝曰、何謂形。岐伯曰、請言形。形乎形。何謂神。岐伯曰、請言神。神乎神」、靈樞經「岐伯曰、上守神、神乎神」、史記淮陰侯列傳「蒯通曰、時乎時、不再來」、漢桂陽太守周憬碑銘辭曰「君乎君、壽不替」、揚子法言有「習乎習」、「雜乎雜」、「辰乎辰」、「才乎才」、晉董京詩有「麟乎麟」、並此句法。又以此置末句者、則公羊傳「賤乎賤者也」、爾雅釋訓篇「微乎微者也」、春秋繁露「有賤乎賤者矣。夫有賤乎賤者、則亦有貴乎貴者矣」。

又按梅氏鷲亦謂、君陳篇上竊國語「令德孝恭」之文、下輯論語「惟孝」、「友于兄弟」等語、以頗重複、遂去「孝乎」二字、若爲釋書者之辭。試思、凡引「書云」、「書曰」之下、曾有自爲語氣者乎。即如「子張曰、書云、高宗諒陰、三年不言」、竟斷「書云高宗」四字爲句、文理尚通乎。朱子集註不聞致疑、總緣壓於古文耳。某嘗謂、朱子固受校人之欺、此其一爾。

又按論語所引書、未知的出何篇、僞作者竄入君陳篇中、亦有故。蓋見鄭註禮記坊記云「君陳蓋周公之子、伯禽弟也」、意其人爲周公之子、伯禽之弟、必孝且友、故以二語實之、又嫌太突不便接君陳、特裝上「惟爾令德孝恭」一語爲實、下方泛論孝之理、必友于兄弟、能施有政、令即以本題「尹茲東郊」、從「政」字生下、湊泊彌縫、痕跡宛然。

第十一 孟子引ける書の語、今誤りて兩處に入る

兩つの書、本一處に出で、而して偶たま引ける者の増易する所と

爲るも、實は義に於て妨無き者有り。孟子の齊人取燕章の「書に曰はく、我が后を僂つ。后來たらば、其れ蘇せん」、宋小國章の「書に曰はく、我が后を僂つ。后來たらば、其れ罰無し」は是れなり。兩處の上文を觀るに、其の辭は皆な同じくして、又た首に「書に曰はく、湯一征すること葛より始む」を引き、他日之を引くに、輒ち「一」を易へて「始」と爲し、「始」を易へて「載」と爲す。此れ乃ち古人の文章の拘らざるの處なれば、亦た何ぞ其の兩書に出づるかと思ふを得んや。兩書に出づるかと思ふを得ざるに、而も奈何ぞ「后來其蘇」をば、既に仲虺之語中に竄入し、「后來其無罰」をば、復た太甲中篇中に竄入せんや。古文を僞作する者、又た此に於て一破綻を現露せざらんや。

按ずるに書序「湯の諸侯を征する、葛伯祀らず、湯始めて之を征し、湯征を作る」に、金仁山謂ふ、「史記殷本紀に湯征の辭を載するも而も類せざれば、蓋し湯征の舊文に非ざるなり。孟子「亳衆往耕」の事を引けるは、疑ふらくは此の書に出づるならん」と。余嘗て歎じて確識と爲せり。因りて悟る、「葛伯仇餉」の一語は「亳衆往耕」の下に繋かれれば、即ち古の湯征の書爲るに似たり、而して「湯一征自葛始」も、亦た應に其の文爲たるべし、と。今俱に仲虺之語中に竄入するは自り非なり。且つ尤も怪しむらくは、孔安國傳は「葛伯仇餉」に於いて、註して「葛伯遊行し、農民の田に餉する者を見、其の人を殺して其の餉を奪ふ。故に之を仇餉と謂ふ」と曰ふ。夫の晩出の古文は分明に孟子より書の語を剽取し、傳を作るに及びては、「亳衆」「童子」と曰はず、而して泛ねく「農民」と曰ひ、葛伯の殺す所をば、即ち其の葛人と

爲し、湯に干いて渉る無きが若くし、乃ち故に孟子と違へるは、正しく以て其の孟子に剽るの迹を掩はんとするなり。噫、作僞者の心を用ふること此の如くなるも、究に將た誰を欺かんや。

①孟子齊人取燕章——『孟子』梁惠王下篇。

齊人伐燕、取之。諸侯將謀救燕。宣王曰「諸侯多謀伐寡人者、何以待之」。孟子對曰「臣聞七十里爲政於天下者、湯是也。未聞以千里畏人者也。書曰『湯一征、自葛始』。天下信之。東面而征、西夷怨。南面而征、北狄怨。曰『奚爲後我』。民望之、若大旱之望雲霓也。歸市者不止、耕者不墮。誅其君而弔其民、若時雨降。民大悅。書曰『僂我后、后來其蘇』。今燕虐其民、王往而征之、民以爲將拯己於水火之中也、簞食壺漿以迎王師。若殺其父兄、系累其子弟、毀其宗廟、遷其重器、如之何其可也。天下固畏齊之強也、今又倍地而不行仁政、是動天下之兵也。王速出令、反其旄倪、止其重器。謀於燕衆、置君而後去之、則猶可及止也。」

②宋小國章——『孟子』滕文公下篇。

萬章問曰「宋、小國也、今將行王政、齊楚惡而伐之、則如之何」。孟子曰「湯居亳、與葛爲鄰。葛伯放而不祀、湯使人問之曰『何爲不祀』。曰『無以供犧牲也』。湯使遺之牛羊、葛伯食之、又不祀。湯又使人問之曰『何爲不祀』。曰『無以供粢盛也』。湯使亳衆往爲之耕、老弱饋食。葛伯率其民、要其有酒食黍稻者奪之、不授者殺之。有童子以黍肉餉、殺而奪之。書曰『葛伯仇餉』此之謂也。爲其殺是童子而征之、四海之內皆曰『非富天

下也、爲匹夫匹婦復讎也』。湯始征、自葛載。十一征而無敵於天下。東面而征、西夷怨。南面而征、北狄怨。曰『奚爲後我』。民之望之若大旱之望雨也。歸市者弗止、藝者不變。誅其君、弔其民、如時雨降、民大悅。書曰『俛我后、后來其無罰』。『有攸不爲臣、東征、綏厥士女。篚厥玄黃、紹我周王見休、惟臣附于大邑周』。其君子實玄黃于篚以迎其君子、其小人簞食壺漿以迎其小人。救民於水火之中、取其殘而已矣。太誓曰『我武惟揚、侵于之疆。則取于殘、殺伐用張、于湯有光』。不行王政云爾。苟行王政、四海之內皆舉首而望之、欲以爲君。齊楚雖大、何畏焉。

③ 仲虺之誥——『尚書』仲虺之誥篇、〔一〕内は孔安國傳。

乃葛伯仇餉、初征自葛、東征西夷怨、南征北狄怨〔葛伯遊行、見農民之餉於田者、殺其人奪其餉、故謂之「仇餉」。仇怨也。湯爲是以不祀之罪伐之、從此後遂征無道、西夷北狄。舉遠以言、則近者著矣。〕、曰「奚獨後予」。攸徂之民、室家相慶、曰「俛予后、后來其蘇」。民之戴商、厥惟舊哉、佑賢輔德、顯忠遂良、兼弱攻昧、取亂侮亡、推亡固存、邦乃其昌。

④ 太甲中篇——『尚書』太甲中篇。

伊尹拜手稽首、曰、修厥身、允德協于下、惟明後。先王子惠困窮、民服厥命、罔有不悅、并其有邦厥鄰、乃曰「俛我后、后來無罰」。王懋乃德、視乃厥祖。

⑤ 金仁山——金履祥『資治通鑑前編』卷三。

⑥ 史記殷本紀——『史記』殷本紀。

湯征諸侯。葛伯不祀、湯始伐之。湯曰「予有言、人視水見形、

視民知治不。」伊尹曰「明哉。言能聽、道乃進。君國子民、爲善者皆在王官。勉哉、勉哉」。湯曰「汝不能敬命、予大罰殛之、無有攸赦。」作湯征。

⑦ 孔安國——注③參照。

第十一 孟子引書語今誤入兩處

兩書有本出一處、而偶爲引者所增易、實於義無妨者。孟子齊人取燕章「書曰、俛我后、后來其蘇」、宋小國章「書曰、俛我后、后來其無罰」是也。觀兩處上文、其辭皆同、而又首引「書曰、湯一征自葛始」、他日引之、輒易「一」爲「始」、易「始」爲「載」。此乃古人文章不拘之處、亦何得疑其出於兩書耶。不得疑出於兩書、而奈何「后來其蘇」、既竄入仲虺之誥中、「后來其無罰」、復竄入太甲中篇中耶。僞作古文者、不又於此現露一破綻耶。

按書序「湯征諸侯、葛伯不祀、湯始征之、作湯征」、金仁山謂「史記殷本紀載湯征之辭而不類、蓋非湯征之舊文也。孟子引亳衆往耕之事、疑出此書」。余嘗歎爲確識。因悟「葛伯仇餉」一語繫於「亳衆往耕」下、似即爲古湯征書、而「湯一征自葛始」、亦應爲其文今。俱竄入仲虺之誥中自非。且尤怪、孔安國傳於「葛伯仇餉」、註曰「葛伯遊行、見農民之餉於田者、殺其人、奪其餉、故謂之仇餉」。夫晚出古文分明從孟子剽取書語、及作傳不曰「亳衆」、曰「童子」、而泛曰「農民」、若似葛伯所殺爲即其葛人、于湯無涉、而乃故與孟子違者、正以掩其剽孟子之迹也。噫作僞者之用心如此、究將誰欺乎。

「日」字は衍字と見なす。

第十二 墨子に引ける書の語、今妄りに改め釋す

一書、數處に引かれ、微に増易有りと雖ども、義は則ち一に歸する者有り。墨子の仲虺之告を非命三篇に引けるは、是れなり。①非命上篇の「仲虺之告に曰はく、我れ聞く、夏人に于ては天命を矯め、命を下に布く。帝之れが惡を伐ち、龔に厥の師を喪ふ、と」、中篇の「仲虺之告に曰はく、我れ聞く、有夏の人、天命を矯め、命を下に布く。帝式て是れ惡み、用て師を闕く、と」、下篇の「仲虺之告に曰はく、我れ聞く、有夏の人、天命を下に矯め、帝式て是れ増み、用て厥の師を爽はしむ、と」の三處の下文に、墨子は皆な各おの從ひて之を釋して、「此れ桀有命を執り、湯特に之を非とするを言ふ」と曰ふ。「喪師」と曰ひ、「闕師」と曰ひ、「爽師」と曰ふは、此れ豈に吉祥善事ならんや。而るに古文を偽作する者、己と合はざるを嫌ひ、之を易へて、「商を式て命を受けしめ、用て厥の師を爽かにす」と曰ひ、孔安國の傳に「爽は明なり。用て其の衆を明かにす。主と爲るを言ふなり」と曰ふは、墨子と悖らざらんや。夫れ墨子之を引くことの複なること此の如くして、之を釋することの確かなること此の如くなるを以てすれば、而ち偽作者、又た一破綻を現露せんや。

按ずるに又た一書、數處に引かれ、小しく同異有りと雖ども、辭は則ち甚だ古き者有り。墨子に引ける秦誓の「紂夷居」の一段、是れなり。天志中篇に云ふ、「紂越に厥れ夷居し、肯へて上帝に事へず、厥の先神祇を棄てて祀らず。乃ち曰はく、吾れに命有り、と。無廖傳れ天下に務め、天も亦た紂を縱ち棄てて葆たず」、非

命上篇に云ふ、「紂夷處し、肯へて上帝鬼神に事へず、厥の先神の祀に禍して祀らず。乃ち曰はく、吾が民に命有り、と。無廖傳れ扇む、天も亦た紂を之を縱ち、棄てて葆たず」、非命上篇に云ふ、「紂之に夷して居り、而して肯へて上帝に事へず、其の先神を棄て闕きて祀らざるなり。曰はく、我が民に命有り、と。毋廖其れ務め、天も亦た棄てず、縱ちて葆たず」と。今晩出の古文は「棄厥先神祇不祀」の下に、「犧牲糝盛、既於凶盜(凶盜に既くす)の二句を増し、以て箕子の言に合はせ、「天亦縱棄紂而不葆」の一句を刪去し、以て下孟子の書に接するに便ならしむ。豈に墨子の見る所は乃ち另の一秦誓ならんや。亦た舛なりと謂ふべし。

⑩ 又た按ずるに仲虺之語に又た四語の兩つながら左傳に引かれ、間に倒置すと雖ども、辭は則ち相合する者有り。襄十四年の「亡者は之を侮り、亂者は之を取る。亡するを推し存するを固むるは、國の道なり」、襄三十年の「亂者は之を取り、亡者は之を侮る。亡するを推し存するを固むるは、國の利なり」、是れなり。晚出の古文は止だ上に「佑賢輔德、顯忠遂良(賢を助け徳を輔け、忠を顯はし良を遂ぐ)」有ると、下の「推亡固存」とは、皆な四字句なるに縁り、亦た原文の兩「者」字「之」字を去りて以て相配し、又た「良」「亡」の韻の協ふを以て、遂に「國之道也」を易へて、「邦乃其昌」と爲し、亦た韻をば協はしむ。此れ本より韻無くして忽ち韻すると、後の墨子の本の有韻にして韻せざるとは、皆な同一の妄作なり。

⑪ 又た按ずるに、宣十二年の「隨武子曰はく、弱きを兼ね味きを攻

むるは、武の善經なり。云云。仲虺に言有りて曰はく、亂を取り亡を侮るは、兼弱なり。洎に曰はく、於鏘きかな王師、遑ひて時の晦きを養るは、昧きを著すなり」は、上に「兼弱攻昧」の成語を引き、次に即ち書・詩の語を引き、條を以て之を釋す。「兼弱攻昧」「取亂侮亡」には、各おの出づる所有ありて、今の同じく仲虺之語に出づるが如きに非ざるを見るべきなり。襄公傳に兩引するに、皆な「者」字「之」字有るを、今忽ち隱括して一句と爲すは、亦た古人の文の常なるも、但だ未だ本より一書に出でて、錯綜割裂すること、隨武子の此等引法の如き者は有らず。然らば則ち隨武子既に妄ならざれば、則ち晚出古文の妄なること知るべし。

又た按ずるに、今の仲虺之語は、獨り「用爽厥師」を誤會するのみに非ず、亦た且つ「式商受命」を誤用す。今文の立政篇の「帝欽みて之を罰し、乃ち我をして夏を有ち、商の受命を式て、奄じく萬姓を甸せしむ」は、是れ我が周は商の受くる所の命を用ひて奄じく萬姓を甸するを言へるにて、仲虺之語の竟に上帝に貼けて、「商を用ひて王命を受けしむ」るを言ふが若きに非ざるなり。一は商に代はりて興こり、一は商興こる。其の相反すること又た此の如き者有り。

①非命上篇——『墨子』非命上篇。なお引用は『墨子問詁』による。

於仲虺之告曰「我聞于夏人、矯天命布命于下、帝伐之惡、襲喪厥師」。此言湯之所以非桀之執有命也。

於太誓曰「紂夷處、不肯事上帝鬼神、禍厥先神、禍不祀、乃曰吾

民有命、無廢排瀉、天亦縱棄之而弗葆」。此言武王所以非紂執有命也。

今用執有命者之言、則上不聽治、下不從事。上不聽治、則刑政亂、下不從事、則財用不足、上無以供粢盛酒醴、祭祀上帝鬼神、下無以降綏天下賢可之士、外無以應待諸侯之賓客、內無以食飢衣寒、將養老弱。

②中篇——『墨子』非命中篇。

於先王之書仲虺之告曰「我聞有夏、人矯天命、布命于下、帝式是惡、用闕師」。此語夏王桀之執有命也、湯與仲虺共非之。

先王之書太誓之言然、曰「紂夷之居、而不肯事上帝、棄厥其先神而不祀也、曰我民有命、毋僂其務、天不亦棄縱而不葆」。

此言紂之執有命也、武王以太誓非也。

③下篇——『墨子』非命下篇。

仲虺之告曰「我聞有夏、人矯天命、于下、帝式是增、用爽厥師」。彼用無爲有、故謂矯、若有而謂有、夫豈爲矯哉。昔者桀執有命而行、湯爲仲虺之告以非之。

太誓之言也、於去發曰「惡乎君子。天有顯德、其行甚章、爲鑑不遠、在彼殷王。謂人有命、謂敬不可行、謂祭無益、謂暴無傷、上帝不常、九有以亡、上帝不順、祝降其喪、惟我有周、受之大帝」。

昔紂執有命而行、武王爲太誓、去發以非之。曰、子胡不尚考之乎、商周虞夏之記、從十簡之篇以尚、皆無之、將何若者也。

④式商受命——『尚書』仲虺之詒篇、「」内は孔安國傳。

夏王有罪、矯誣上天、以布命于下。帝用不臧、式商受命、用爽

厥師。〔天用桀無道、故不善之。式用、爽明也。用商受王命、用明其衆言爲主也。〕

⑤天志中篇——『墨子』天志中篇。

大誓之道之曰「紂越厥夷居、不肯事上帝、棄厥先神祇不祀、乃曰吾有命、毋侮其務。天亦縱棄爾而不葆」。

⑥非命上篇——注①。

⑦非命中篇——注②。

⑧晚出古文——『尚書』太誓上篇。

肆予小子發、以爾友邦豕君、觀政于商、惟受罔有悛心、乃夷居、弗事上帝神祇、遺厥先宗廟弗祀。犧牲粢盛、既于兇盜。乃曰、吾有民有命、罔懲其侮。天佑下民、作之君、作之師。惟其克相上帝、寵綏四方。有罪無罪、予曷敢有越厥志。同力度德、同德度義、受有臣億萬、惟億萬心。予有臣三千、惟一心。

⑨孟子——『孟子』梁惠王下篇。

書曰「天降下民、作之君、作之師、惟曰其助上帝、寵之四方。有罪無罪惟我在、天下曷敢有越厥志」。一人衡行於天下、武王恥之、此武王之勇也。

⑩仲虺之誥——『尚書』仲虺之誥篇。

乃葛伯仇餉、初征自葛、東征西夷怨、南征北狄怨、曰「奚獨後予」。攸徂之民、室家相慶、曰「俛予后、后來其蘇」。民之戴商、厥惟舊哉、佑賢輔德、顯忠遂良、兼弱攻昧、取亂侮亡、推亡固存、邦乃其昌。德日新、萬邦惟懷、志自滿、九族乃離。

⑪襄十四年——『左傳』襄公十四年。

晉侯問衛故於中行獻子。對曰「不如因而定之。衛有君矣、伐之、

未可以得志、而勤諸侯。史佚有言曰「因重而撫之」。仲虺有言曰「亡者侮之、亂者取之。推亡固存、國之道也」。君其定衛以待時乎」

⑫襄三十年——『左傳』襄公三十年。

子皮曰「仲虺之志云『亂者取之、亡者侮之。推亡固存、國之利也』。罕・駟・豐同生、伯有汰侈、故不免」。

⑬宣十二年——『左傳』宣公十二年。

隨武子曰「……見可而進、知難而退、軍之善政也。兼弱攻昧、武之善經也。子姑整軍而經武乎。猶有弱而昧者、何必楚。仲虺有言曰『取亂侮亡』、兼弱也。洵曰『於鑠王師。遵養時晦』、耆昧也。武曰『無競惟烈』。撫弱者昧、以務烈所、可也。……」

⑭今文立政篇——『尚書』立政篇。

嗚呼。其在受德昏、惟羞刑暴德之人、同于厥邦、乃惟庶習逸德之人、同于厥政。帝欽罰之、乃俾我有夏、式商受命、奄甸萬姓。

補說

——本条は、同一文献中に同一『書』篇の文章が引用され、ここでは引用者による若干の増損がなされたため、古文偽作者が異なる『書』篇からの引用と錯覚した例をあげて論じている。

第十二 墨子引書語今妄改釋

一書有被引數處、雖微有增易、義則歸一者。墨子之引仲虺之告于非命三篇、是也。非命上篇「仲虺之告曰、我聞、于夏人矯天命、布命于下、帝伐之惡、與喪厥師」、中篇「仲虺之告曰、我聞、有夏人矯天命、布命于下、帝式是惡、用厥師」、下篇仲虺之告曰「我聞、有夏人矯天命于下、帝式是增、用爽厥師」、三處下文、墨子皆各從而釋之、曰「此言桀執有命湯特非之」。曰「喪師」、曰

「闕師」、曰「爽師」、此豈吉祥善事。而偽作古文者、嫌與己不合、易之曰「式商受命。用爽厥師」、孔安國傳曰「爽明也、用明其衆言爲主也」、不與墨子悖乎。夫以墨子引之之復如此、釋之之確如此、而偽作者不又現露一破綻耶。

按又有一書被引數處、雖小有同異、辭則甚古者。墨子引泰誓「紂夷居」一段、是也。天志中篇云「紂越厥夷居、不肯事上帝、棄厥先神祇不祀、乃曰、吾有命、無廖傳務天下、天亦縱棄紂、而不葆」、非命上篇云「紂夷處、不肯事上帝鬼神、禍厥先神祇不祀、乃曰、吾民有命、無廖排扇、天亦縱之、棄而弗葆」、非命中篇云「紂夷之居、而不肯事上帝、棄闕其先神、而不祀也。曰、我民有命、毋侮其務、天不亦棄、縱而不葆」。今晚出古文于「棄厥先神祇不祀」下、增「犧牲黍稷既於凶盜」二句、以合箕子之言、刪去「天亦縱棄紂而不葆」一句、以便下接孟子書。豈墨子所見、乃另一泰誓乎。亦可謂舛矣。

又按仲虺之誥又有四語兩見引左傳、雖間倒置、辭則相合者。襄十四年「亡者侮之、亂者取之、推亡固存、國之道也」、襄三十年「亂者取之、亡者侮之、推亡固存、國之利也」是也。晚出古文止緣上有「佑賢輔德、顯忠遂良」、與下「推亡固存」、皆四字句、亦去原文兩「者」字「之」字以相配、又以「良」「亡」韻協、遂易「國之道也」爲「邦乃其昌」亦韻協。此本無韻而忽韻、與後墨子本有韻而不韻、皆同一妄作。

又按宣十二年、「隨武子曰、兼弱攻昧、武之善經也云云。仲虺有言曰、取亂侮亡、兼弱也。洵曰、於鑠王師、遵養時晦、耆昧也」、上引「兼弱攻昧」成語、次即引書詩語、以條釋之、可見「兼弱攻昧」「取亂侮亡」、各有所出、非如今同出仲虺之誥也。襄公傳兩引、皆有「者」字「之」字、今忽隱括爲一句、亦古人文之常。但未有本出一書、而錯綜割裂如隨武子此等引法者。然則隨武子既不妄、則晚出古文妄可知矣。

又按今仲虺之誥、非獨誤會「用爽厥師」、亦且誤用「式商受命」。今文立政篇「帝欽罰之、乃俾我有夏、式商受命、奄甸萬姓」、是言我周用商所受之命、而奄甸萬姓焉、非若仲虺之誥竟貼上帝、言「用商受王命」、一代商興、一商興、其相反又有如此者。

第十三 左傳に引ける夏訓の語、今彊ひて五子之歌に入る

書には古人纒かに引き、忽ち隔つるに他語を以てするを、千載に亘りて能く知る莫く、而して妄りに古文中に入れ、之を庚續する者有り。五子之歌の「有窮の後羿」、民の忍びざるに因り、河に距む^{かゝ}は是れなり。左氏襄四年に「晉侯 戎を伐たんと欲す。魏絳曰はく、師を戎に勞して陳を救ふは、是れ陳を棄つるなり。諸華必ず叛かん。戎は禽獸なり。戎を獲て華を失ふは、乃ち不可なること無からんや。夏訓に之れ有りて曰はく、有窮の後羿と。公曰はく、后羿は何如」とあるも、魏絳は遂に便ち復た夏訓を引かず、止だ其の事に據りて以て對へて曰はく、「昔有夏の方に衰ふるや、后羿 鉏より窮石に遷る云云」と。末に虞の箴^{いましめ}を引き、仍て「帝の夷羿に在りて原獸を冒す」に及ぶ。此れ乃ち古人の文章の密なる處。今試みに思へ、「有窮后羿」の下、其の語得て知るべきか。得て知るべからざるなり。果たして是れ「因民弗忍距於河(民の忍びざるに因りて河に距つ)」なれば、而ち魏絳將た此の鶻突^{こつとつ}(「あいまい」)の語を引きて以て悼公に告げんや。此れ又た當に一破綻と爲すべきのみ。或るひと問ふ、「有窮后羿」は五子之歌に在りて、夏書と爲せば、

夏訓と少別なり。安んぞ各おの見ゆる者に非ざるを知らんや、と。余曰はく、僞作者は正しく夏訓を以て夏書と爲すなり。篇中、一たびは則ち「皇祖に訓有り」と曰ひ、再びは則ち「訓に之れ有り」と曰ふ。國語に「民は近づくべきなり。而して上すべからざるなり」を引くに、「書に曰はく」と爲す。五子之歌は、則ち以て此を「皇祖訓」と爲す。故に其の之を一視せるを驗すべし。

按ずるに杜^④左傳の「夏訓有之曰」に註するにも、亦た「夏訓は夏書なり」と云ふ。

又た按ずるに、梅氏^⑤鷲謂ふ、孔穎達^⑥左氏に疏するに、「有窮后羿」を以て即ち五子之歌の文と爲すは是に非ず。蓋し彼は下文を考へざるが故ならん。下文の「公曰后羿何如」より「有窮由是遂亡」に至るまでの、凡そ四十六句には、初より未だ嘗て太康の田に淫するを言はず、即ち辛甲^⑦虞箴を爲すも、亦た専ら以て羿を責むるのみにて、太康は預る無し。魏晉の間に書出で、始めて后羿の田を以て、轉じて太康の田と爲す。胡ぞ思はざらんや、離騷に「啓は九辯と九歌とを與てし、夏は康の娛しみて以て自ら^⑧縦にし、難を顧みて以て後を圖らず、五子は用て家術を失ふ」を曰へるを。蓋し淫樂して其の國を失ふ者は、援りて以て據と爲さざるを以て、輒ち妄りに左氏に及ぶは何ぞや。

又た按ずるに大輿の王源崑繩^⑨予に謂ふ、古人の鍊句は簡奥、千奇百變す。然れども未だ截半の句法を爲す者有らず。之れ有るは左傳より始まる。襄二十五年、「崔杼・慶封、各おの國人に大官に相盟ひて、曰はく、崔・慶に與らざる所の者は、と。晏子^⑩天を仰ぎて歎じて曰はく、嬰唯だ君に忠に、社稷を利する者にのみ

是れ與らんとせざる所、上帝の如き有らん」と。蓋し盟書には「崔・慶に與らざる所の者は、上帝の如き有らん」と云ふに、讀むこと未だ終らざるに、晏子抄りて答ふるに其の辭を易ふ。故に「所不與崔慶者」は、是れ一句と雖ども、卻て只だ半句にして、遂に其の下を截り、而して「晏子仰天」を以て之に接す。此れ句法の尤も奇なる者なり、と。予謂へらく、此は襄四年と、亦た頗る相類す。故に並載すと云ふ。

又た按ずるに王恭簡樵云ふ、「周公以へらく、立政の道は、人を得るを本と爲す、と。是を以て羣臣を率ゐて、將に王に言ふ有らんとし、之に贊げて曰はく『拜手稽首し、嗣天子王に告ぐ』と。羣臣用て皆な進み、戒めて曰はく『王の左右の臣、牧民の長有り、常伯と曰ふ。事に任ずるの公卿有り、常任と曰ふ。守法の有司有り、準人と曰ふ。三事の外、服器を掌る者を、綴衣と曰ふ。禁衛を掌る者を、虎賁と曰ふ』と。羣臣の辭、未だ畢はらざるに、周公歎息し、言ひて曰はく『美なるかな此の官。然れども其の人を得るを憂ふるを知る者は少きかな』と。周公と羣臣との言は、錯互して相足る。古書には此の體無し。蓋し史官旁に在りて、親見して之を記せるにて、謂はゆる堪畫者なり。篇末の周公太史を呼び、而して告ぐるに司寇蘇公を以てするの一段を觀るに、益ます知る、此の篇は蓋し即時に記する者なるを」と。妙解と謂ふべし。上の左氏に合せて之を觀るに、「所不與崔慶者」の下、揣りて其の辭を得べきも、「有窮后羿」の下、終に知るを得べからず。「綴衣虎賁」の下に、周公又た歴史として「趣馬小尹」等を補出す。蓋し同一の文體にして、其の間、種種に變殊す。漢の霍

光傳の「尚書令羣臣の奏を讀むに、「掖庭令、敢へて泄言すれば要斬す」に至り、太后曰はく、「止めよ。人の臣子爲るもの、當に悖亂することは是の如くなるべきや」と。王席を離れて伏す。尚書令復た讀みて曰はく、「諸侯王・列侯二千石の綬を取る云云」と。前後は仍は是れ一篇の奏文なるも、惟だ間するに敘事を以て少斷せるにて、上の三者とは又た同じからず。

①五子之歌——『尚書』五子之歌篇。注②『左傳』では「其一日」以下が記述されていないということ。

太康尸位以逸豫、滅厥德、黎民咸貳、乃盤游無度。畋于有洛之表、十旬弗反。有窮后羿、因民弗忍、距于河。厥弟五人、御其母以從、俛于洛之汭、五子咸怨、述大禹之戒以作歌。

其一日、皇祖有訓、民可近、不可下。民惟邦本、本固邦寧。予視天下、愚夫愚婦、一能勝予。一人三失、怨豈在明、不見是圖。予臨兆民、櫟乎朽索之馭六馬。爲人上者、奈何不敬。

其二曰、訓有之。作色荒、外作禽荒。甘酒嗜音、峻宇雕牆。有一于此、未或不亡。

其三曰、惟彼陶唐、有此冀方。今失厥道、亂其紀綱、乃底滅亡。

其四曰、明明我祖、萬邦之君、有典有則、貽厥子孫。關石和鈞、王府則有、荒墜厥緒、覆宗絕祀。

其五曰、嗚呼。曷歸。予懷之悲。萬姓仇予、予將疇依。郁陶乎予心、顏厚有忸怩。弗慎厥德、雖悔可追。

②左氏襄四年——『左傳』襄公四年、「」内は杜預注。

無終子嘉父使孟樂如晉、因魏莊子納虎豹之皮、以請和諸戎。晉

侯曰「戎狄無親而貪、不如伐之」。魏絳曰「諸侯新服、陳新來和、將觀於我。我德則睦、否則攜貳。勞師於戎、而楚伐陳、必弗能救、是棄陳也。諸華必叛。戎、禽獸也。獲戎失華、無乃不可乎。夏訓有之曰『有窮后羿』。夏訓夏書、有窮國名、后君也。羿有窮君之號。」公曰「后羿何如」。對曰「昔有夏之方衰也、后羿自鉅遷于窮石、因夏民以代夏政。恃其射也、不修民事、而淫于原獸、棄武羅、伯因、熊髡、扈圍、而用寒浞。寒浞、伯明氏之讒子弟也、伯明後寒棄之、夷羿收之、信而使之、以爲己相。浞行媚于内而施賂于外、愚弄其民而虐羿于田。樹之詐惡、以取其國家、外内咸服。羿猶不悛、將歸自田、家衆殺而亨之、以食其子、其子不忍食諸、死于窮門。靡奔有鬲氏。浞因羿室、生澆及豷、恃其讒慝詐僞而不德于民、使澆用師、滅斟灌及斟尋氏。處澆于過、處豷于戈。靡自有鬲氏、收二國之燼、以滅浞而立少康。少康滅澆于過、後杼滅豷于戈、有窮由是遂亡、失人故也。昔周辛甲之爲大史也、命百官、官箴王闕。於虞人之箴曰『茫茫禹跡、畫爲九州、經啓九道。民有寢廟、獸有茂草。各有攸處、德用不擾。在帝夷羿、冒于原獸、忘其國恤、而思其麇牡。武不可重、用不恢于夏家。獸臣司原、敢告僕夫』。虞箴如是、可不懲乎」。於是晉侯好田、故魏絳及之。公曰「然則莫如和戎乎」。對曰「和戎有五利焉、戎狄薦居、貴貨易土、土可賈焉、一也。邊鄙不聳、民狎其野、穡人成功、二也。戎狄事晉、四鄰振動、諸侯威懷、三也。以德綏戎、師徒不勤、甲兵不頓、四也。鑒于后羿、而用德度、遠至邇安、五也。君其圖之」。公說、使魏絳盟諸戎。修民事、田以時。

③國語——『國語』周語中篇。

襄公曰「人有言曰『兵在其頸。』其卻至之謂乎。君子不自稱也、非以讓也、惡其蓋人也。夫人性、陵上者也、不可蓋也。求蓋人、其抑下滋甚、故聖人貴讓。且諺曰『獸惡其網、民惡其上』。」

書曰『民可近也、而不可上也。』詩曰『愷悌君子、求福不回。』在禮、敵必三讓、是則聖人知民之不可加也。故王天下者必先諸民、然後庇焉、則能長利。今卻至在七人之下而欲上之、是求蓋七人也、其亦有七怨。怨在小醜、猶不可堪、而況在侈卿乎。其何以待之。

④杜註左傳——注②。

⑤梅氏驚——梅驚『尚書譜』卷三に見える。ただし文章はかなり異なる。

⑥孔穎達——注④杜預注の疏文。

夏書五子之歌云「太康尸位以逸豫。啟于有洛之表、十旬弗反。有窮后羿因民弗忍、距于河。厥第五人、御其母以從、五子咸怨、述大禹之戒以作歌。其一曰、皇祖有訓」。是大禹立言以訓後、故傳謂此書爲「夏訓」也。羿居窮石之地、故以窮爲國號、以有配之。猶言有周有夏也。「后」君也。窮國之君曰羿、羿是「有窮君之號」。

⑦離騷——『楚辭』離騷篇。

啟九辯與九歌兮、夏康娛以自縱。不顧難以圖後兮、五子用失平家巷。羿淫遊以佚畋兮、又好射夫封狐。固亂流其鮮終兮、泥又貪夫厥家。澆身被服強圍兮、縱欲而不忍。

⑧王源崑繩——清の王源、字は崑繩。その伝は『清史稿』卷四八六

・『清史列傳』卷六六に見える。出典未詳。

⑨襄二十五年——『左傳』襄公二十五年。崔・慶の盟の言葉が途中で遮られたということ。

叔孫宣伯之在齊也、叔孫還納其女於靈公、嬖、生景公。丁丑、崔杼立而相之、慶封爲左相、盟國人於大宮、曰「所不與崔・慶者」。晏子仰天嘆曰「嬰所不唯忠於君、利社稷者是與、有如上帝」。乃歆。辛巳、公與大夫及莒子盟。大史書曰「崔杼弑其君」。崔子殺之。其弟嗣書、而死者二人。其弟又書、乃舍之。南史氏聞大史盡死、執簡以往。聞既書矣、乃還。

⑩王恭簡樵——明の王樵『尚書日記』卷十四。

⑪立政之道——王樵は以下の『尚書』立政篇の構成を解説しているのである。

周公若曰「拜手稽首、告嗣天子王矣」。

用成戒于王、曰王左右常伯・常任・準人・綴衣・虎賁。

周公曰「嗚呼。休茲、知恤鮮哉。古之人迪惟有夏、……………立

政。任人・準夫・牧・作三事、虎賁・綴衣・趣馬・小尹・左右攜仆、

百司庶府、大都・小伯・藝人・表臣・百司・太史・尹伯・庶常吉士、

司徒・司馬・司空・亞旅・夷・微・盧・烝・三亳・阪・尹、……………

嗚呼。繼自今后王立政、其惟克用常人」。

周公若曰「太史、司寇蘇公。式敬爾由獄、以長我王國。茲式有

慎、以列用中罰」。

⑫漢霍光傳——『漢書』卷六十八霍光金日傳。

太后被珠襦、盛服坐武帳中、侍御數百人皆持兵、期門武士陸戟、陳列殿下。羣臣以次上殿、召昌邑王伏前聽詔。光與羣臣連名奏

王、尚書令讀奏曰、「……」。
 召皇太后御小馬車、使官奴騎乘、遊戲掖庭中。與孝昭皇帝宮人
 蒙等淫亂、詔掖庭令敢泄言要斬。
 太后曰「止。爲人臣子當悖亂如是邪」。王離席伏。尚書令復讀
 曰「……取諸侯王列侯二千石綬及墨綬黃綬以并佩昌邑郎官者免
 奴。……」。

第十三 左傳引夏訓語今彙入五子之歌

書有古人纓引、忽隔以他語、亘千載莫能知、而妄入古文中、庚續之者。五子
 之歌「有窮后羿、因民弗忍距於河」是也。左氏襄四年「晉侯欲伐戎。魏絳曰、
 勞師於戎而弗救陳、是棄陳也。諸華必叛。戎禽獸也。獲戎失華、無乃不可乎。
 夏訓有之曰、有窮后羿。公曰、后羿何如」。魏絳遂不便復引夏訓、止據其事
 以對曰「昔有夏之方衰也、后羿自鉅遷於窮石云云」、未引虞箴、仍及「在帝
 夷羿冒於原獸」。此乃古人文章密處。今試思、「有窮后羿」下、其語可得知乎、
 不可得知。果是「因民弗忍距於河」、而魏絳將引此語突語以告悼公乎。此又
 當爲一破綻耳

或問「有窮后羿」在五子之歌爲夏書、與夏訓少別、安知非各見者。余曰、
 僞作者正以夏訓爲夏書也。篇中一則曰「皇祖有訓」、再則曰「訓有之」、
 國語引「民可近也而不可上也」爲「書曰」、五子之歌、則以爲此皇祖訓、
 故可驗其一視之。

按杜註左傳「夏訓有之曰」、亦云「夏訓夏書」。

又按梅氏鷲謂、孔穎達疏左氏以「有窮后羿」爲即五子之歌文、非是。蓋彼
 不考下文故。下文「公曰后羿何如」至「有窮由是遂亡」凡四十六句、初未
 嘗言太康淫於田。即辛甲爲虞箴、亦專以責羿耳、太康無預。魏晉間書出、

始以后羿之田、轉而爲太康之田。胡不思離騷曰「啓九辯與九歌兮、夏康娛
 以自縱、不顧難以圖後兮、五子用失乎家術」。蓋以淫樂失其國者、不援以
 爲據、而輒妄及左氏何哉。

又按大興王源崑繩謂予、古人鍊句簡奧、千奇百變。然未有爲截半句法者。
 有之自左傳始。襄二十五年「崔杼慶封各相盟國人於大宮、曰所不與崔慶者。
 晏子仰天歎曰、嬰所不唯忠於君、利社稷者、是與有如上帝。蓋盟書云、所
 不與崔慶者、有如上帝。讀未終、晏子抄答易其辭、故「所不與崔慶者」、
 雖是一句、卻只半句、遂截其下、而以「晏子仰天」接之。此句法之尤奇者。
 予謂、此與襄四年、亦頗相類、故並載云。

又按王恭簡樵云「周公以立政之道得人爲本。是以率羣臣、將有言於王、而
 贊之曰、拜手稽首、告嗣天子王矣。羣臣用皆進戒曰、王左右之臣、有牧民
 之長曰常伯、有任事之公卿曰常任、有守法之有司曰準人、三事之外掌服器
 者曰綴衣、掌禁衛者曰虎賁。羣臣之辭未畢、周公歎息言曰、美矣此官。然
 知憂得其人者少哉。周公與羣臣之言、錯互相足。古書無此體。蓋史官在旁
 親見而記之。所謂「堪畫」者也。觀篇末、周公呼太史而告以「司寇蘇公」
 一段、益知此篇蓋記于即時者、可謂妙解。合上左氏觀之、「所不與崔慶
 者」下、可揣而得其辭。「有窮后羿」下、終不可得知。「綴衣虎賁」下、周
 公又歷歷補出「趣馬小尹」等、蓋同一文體、其間種種變殊。至漢霍光傳「尚
 書令讀羣臣奏、至掖庭令敢泄言要斬、太后曰、止、爲人臣子當悖亂如是邪。
 王離席伏。尚書令復讀曰、取諸侯王列侯二千石綬云云」、前後仍是一篇奏
 文、惟間以敘事少斷、與上三者又不同。

第十四 孟子に引ける今文は今と合し、引ける古文は今と合せず。

書に今文・古文有るは、此れ西漢の時より始まる。然らば孟子の時には固より有る無きなり。有る無ければ則ち同一の百篇のみなり。何ぞ孟子の引ける今文の書をば、今に由りて之を校するに、辭は既に相符し、義も亦た脗合するに、其の引ける古文の書、泰誓上・泰誓中・武成の若きに及びては、辭は既に同じからず、而して句讀も隨ひて異なり、義も亦た同じからず、而して甚だしきは違反するに至れるや。試みに道破を爲せば、眞に人をして失笑せしむる者有り。孟子に引ける今文には六あり。「時日害喪」の二句は一、「若保赤子」は二、「舜流共工于幽州」の五句は三、「二十有八載」の五句は四、「殺越人于貨」の三句は五、「享多儀」の四句は六なり。惟だ「竄三苗」は、「竄」を「殺」に作り、「罔不讞」の上に「凡民」の二字有り。然れども許氏説文に引ける周書に正しく「凡民罔不讞」に作れば、亦た孟子自ら之を増すに非ざるを證すべきなり。「天降下民」に至りては、書の辭と爲す。其の文義を玩ぶに、應に「武王恥之」に至りて止むべきに似たり。今は載りて「曷敢有越厥志」に至る。趙岐は「其助上帝寵之」を讀みて句と爲し、「四方」の字を下に屬す。今は「寵之四方」を以て句と爲し、「有罪無罪」の下、「惟我在」三字を削去し、「予」字を以て「天下」に代ふ。是れ書は原より民を指して言ふ。今は竟に君を指して言ふ。「有攸不爲臣」一段は首句を截去し、「東征」の上に「肆予」二字を増し、「綏厥士女」の下に、復た「惟其士女」を出だし、「紹我周王見休」一句をば、變じて「昭我周王、天休震動」二句に作る。其の同じからざ

ること此の如きに至れども、然れども猶ほ言ふべきなり。義理の抵牾せる、敘議の錯雜せるが若きは、則ち未だ前に論ずる所の「王曰無畏」一節の如き者有らざるなり。豈に孟子逆め百餘年の後に書の今文・古文に分かれ、古文に於いて特に改竄する所多きを知らんや。抑そも孟子の當日に引ける書には、原より未だ嘗て改竄せず。故に今眞書を以て之を校するに、祇だ其の合するを覺ゆ。而るに晩作の偽書は、必ず多方に改竄し、以て己と一類なるを須つも、而も遂に後に孟子を以て之を校する者の合はざる有るを願ざらんや。此れ又た一大破綻なり。

按ずるに朱子云ふ、「當時、伏生は是れ濟南の人、晁錯は潁川の人、止だ其の女の口授に得るのみにて、其の言を曉らざる有れば、意を以て屬讀す。此れ載せて史に在る者なり。然れども傳記に引く所、卻て尚書の載する所と、又た同じからざる無し」と。

又た「今、孟子の引ける『享多儀』の、洛誥より出づるを觀るに、卻て差無し」と云ふは、則ち孟子の引ける書は原より未だ嘗て改竄せずとの説を證すべし。

又た按ずるに、馮班定遠は嘗熟の錢氏の門人なり。顔（師古）、伏生傳の「晁錯往きて書を受く」るの事に注するに、衛宏の定古文尚書序を引くを妄と爲す。藝文志の「尚書經二十九篇」は伏生の傳ふる所の者、又た志の「秦書を燔き學を禁ず。伏生獨り之を壁藏す。漢興り、求めて二十九篇を得、以て齊魯の間に教ふ」とあり、「壁藏し、而して之を求めて二十九篇を得たり」と云ふは、是れ伏生自より本有り、口傳を假らざること明かなり。儒林傳の「伏生 濟南の張生及び歐陽生に教ふ。歐陽生は千乘の人、

伏生に事ふ、「夏侯都尉 濟南の張生に従ひて尚書を受け、以て族子の始昌に傳ふ。始昌 勝に傳へ、勝 從兄子建に傳ふ」とあれば、則ち是れ歐陽・夏侯の二家は、漢人の學官に列せらるる者にして、自より是れ伏生親しく傳ふるにて、鼂錯の受くる所の本に非ざることを明らかなり。又た「伏生に孫有り、尚書を治むるを以て徵さる」とあり。伏生に孫有れば、則ち應に子有るべし。何ぞ女をして言を傳へしむるに至らんや。若し其の子幼くして書を傳ふる能はずとせば、則ち伏生の年は已に九十餘なれば、安んぞ幼子有るを得んや。且つ其の女能く言を傳ふれば、亦た應に文字に通じたるべし。何ぞ「鼂錯得る能はざる者あり、且つ十に二三は乃ち意を以て之を屬讀するに至らんや。某曾て身ら濟南の潁川に至りしに、其の語音は絶えて相遠からず。古今或は異なりと雖ども、大略は亦た知るべし。何ぞ言語相通せざるに至らんや。衛宏は且く論ずる勿し。顔（師古）の漢（書）に注するは、號して班氏の忠臣と爲すも、亦た斯の語を贅列し、疑誤ありて今に至るは、殊に怪しむべきのみ。」

又た按ずるに、梅氏驚も亦た「吳才老の、伏生の既に耄するの後に得たりと云ふは、失考と爲す。朱子の、古文に於いては壁藏と言ひ、今文には則ち暗記と言ふも、亦た是れ校人の欺論を受く」と謂ふは、正に定遠と合す。蓋し漢定まり、伏生即ち其の書を求めて以て齊魯の間に教ふるにて、孝文の時に始むるを待たざるなり。然らば生は未だ耄せざるなり。今文二十八篇も亦た屋壁より之を得、手づから之を授くるにて、其の人は鼂錯來たりて始めて背誦するを待つに非ず、衛宏説は妄なり。凡そ此等は皆な遠く先

儒に勝る者なり。

又た按ずるに、書大序に云ふ、「伏生の年は九十を過ぎ、其の本經を失ひ、口以て傳授す」と。此れ亦た是れ魏晉間に、衛宏、「女傳言し、錯に教ふ」の説をして盛行せしむ。故に序を撰する者、採入したるも、而も其の史文に於いて相背くを覺えざるなり。劉故に「鼂錯 伏生に従ひて尚書を受く。尚書は初め屋壁に出て、朽折散絶す。今其の書は見えず」と言ふ有り。曾て口授すと云はんや。

① 時日害喪——『孟子』梁惠王上篇と今文『尚書』湯誓篇。

・湯誓曰「時日害喪。予及女皆亡」。民欲與之皆亡、雖有臺池

鳥獸、豈能獨樂哉

・夏王率遏衆力、率割夏邑、有衆率怠弗協。曰「時日曷喪。予及汝皆亡」。夏德若茲、今朕必往。

② 若保赤子——『孟子』滕文公上篇と今文『尚書』康誥篇。

・徐子以告夷子。夷子曰「儒者之道、古之人若保赤子、此言何謂也。之則以爲愛無差等、施由親始。」徐子以告孟子。

・王曰「嗚呼。封。有敘時、乃大明服、惟民其敕懋和。若有疾、惟民其畢棄咎。若保赤子、惟民其康乂。非汝封刑人殺人、無或刑人殺人、非汝封又曰劓刵人、無或劓刵人」。

③ 舜流共工于幽州——『孟子』萬章上篇と今文『尚書』舜典篇。

・萬章問曰「象日以殺舜爲事、立爲天子、則放之、何也。」孟子曰「封之也。或曰放焉。」萬章曰「舜流共工于幽州、放驩兜于崇山、殺三苗于三危、殛鯀于羽山、四罪而天下咸服。誅

不仁也。象至不仁、封之有庫。有庫之人奚罪焉。仁人固如是乎。在他人則誅之、在弟則封之。」

・「欽哉。欽哉。惟刑之恤哉」。流共工于幽洲、放驩兜于崇山、竄三苗于三危、殛鯀于羽山。四罪而天下咸服。

④二十有八載——『孟子』萬章上篇と今文『尚書』舜典篇。

・堯老而舜攝也、堯典曰「二十有八載、放勳乃殂落、百姓如喪考妣。三年、四海遏密八音」。孔子曰「天無二日、民無二王」。

・二十有八載、帝乃殂落、百姓如喪考妣、三載、四海遏密八音。

⑤殺越人于貨——『孟子』萬章下篇と今文『尚書』康誥篇。

・康誥曰「殺越人于貨、閔不畏死、**凡民罔不讞**」、是不待教而誅者也。

・凡民自得罪、寇攘奸宄、殺越人于貨、昏不畏死。罔弗怒。

⑥享多儀——『孟子』告子下篇と今文『尚書』洛誥篇。

・書曰「享多儀、儀不及物、曰不享。惟不役志于享」。爲其不成享也。

・公曰、已。汝惟沖子、惟終。汝其敬識百辟享、亦識其有不享。享多儀。儀不及物、惟曰不享。惟不役志于享。凡民惟曰不享、惟事其爽侮。

⑦許氏說文——『說文解字』第十篇上。

・怒、怨也。从心鼓聲。周書曰「**凡民罔不怒**」。

⑧天降下民——『孟子』梁惠王下篇〔趙岐注〕と偽古文『尚書』秦誓上篇。

・書曰「天降下民、作之君、作之師、惟曰其助上帝、寵之四方。有罪無罪惟我在、天下曷敢有越厥志〔書、尚書逸篇也。言天

生下民爲作君爲作師、以助天光寵之也。四方善惡皆在己、所謂在予一人。天下何敢有越其志者也」。一人衡行於天下、武王恥之」、此武王之勇也。而武王亦一怒而安天下之民。今王亦一怒而安天下之民、民惟恐王之不好勇也。

・天佑下民、作之君、作之師。惟其克相上帝、寵綏四方。有罪無罪、予曷敢有越厥志。同力度德、同德度義、受有臣億萬、惟億萬心。予有臣三千、惟一心。

⑨有攸不爲臣——『孟子』滕文公下篇と偽古文『尚書』武成篇。

・書曰「**我後、后來其無罰**」。『有攸不爲臣、東征、綏厥士女。篚厥玄黃、紹我周王見休、惟臣附于大邑周』。其君子實玄黃于篚以迎其君子、其小人簞食壺漿以迎其小人。

・華夏蠻貊、罔不率俾、恭天成命。肆予東征、綏厥士女。惟其士女、篚厥玄黃、昭我周王、天休震動、用附我大邑周。

⑩王曰無畏——『孟子』盡心下篇と偽古文『尚書』秦誓中篇。第九節に既出。

・武王之伐殷也、革車三百兩、虎賁三千人。王曰「無畏。寧爾也、非敵百姓也」。若崩厥角稽首。征之爲言正也、各欲正己也、焉用戰。

・今朕必往、我武惟揚、侵于之疆、取彼兇殘、我伐用張、于湯有光。勛哉夫子、罔或無畏、寧執非敵。百姓懍懍、若崩厥角。

嗚呼。乃一德一心、立定厥功、惟克永世。

⑪朱子——『朱子語類』卷七十八「尚書一、綱領」。

⑫馮班——清の馮班、字は定遠。その伝は『清史稿』卷四八九・『清史列傳』卷七〇に見える。本条所引は『鈍吟老人雜錄』卷四に

見えるが、文章は少しく異なる。

⑬ 管熟錢氏——錢謙益。第十條に既出。

⑭ 梅氏鷲——『尚書譜』卷三。

⑮ 吳才老——宋の吳棫、字は才老。『書神傳』からの引用と思われ
る。第一條に「又た何ぞ吳氏・朱子及び草廬の輩の切切然とし
て之を議するを怪しまんや」として既出。

⑯ 劉歆——『漢書』卷三十六「楚元王傳」。

第十四 孟子引今文與今合引古文與今不合

書有今文古文、此自西漢時始。然孟子時固無有也。無有則同一百篇而已矣。
何孟子引今文書、由今校之、辭既相符、義亦脗合、及其引古文書若秦誓上、
秦誓中、武成、辭既不同、而句讀隨異、義亦不同、而甚至違反。試爲道破、
眞有令人失笑者焉。孟子引今文者六。「時日害喪」二句一、「若保赤子」二、
「舜流共工于幽州」五句三、「二十有八載」五句四、「殺越人于貨」三句五、
「享多儀」四句六。惟「竄三苗」、「竄」作「殺」、「罔不讞」上有「凡民」二
字。然許氏說文引周書正作「凡民罔不懲」、亦可證非孟子自增之也。至「天
降下民」爲書辭、玩其文義、似應至「武王恥之」止。今截至「曷敢有越厥志」、
趙岐讀「其助上帝寵之」爲句、「四方」字屬下。今以「寵之四方」爲句、「有
罪無罪」下、削去「惟我在」三字、以「予」字代「天下」。是書原指民言、
今竟指君言矣。「有攸不爲臣」一段、截去首句、「東征」上增「肆予」二字、
「綏厥士女」下復出「惟其士女紹我周王見休」一句、變作「昭我周王、天休
震動」二句、其不同至如此。然猶可言也。若義理之抵牾、敘議之錯雜、則未
有如前所論「王曰無畏」一節者也。豈孟子逆知百餘年後書分今文古文、而於
古文特多所改竄。抑孟子當日引書原未嘗改竄、故今以眞書校之、祇覺其合。

而晚作偽書者、必須多方改竄以與己一類、而遂不顧後有以孟子校者之不合耶。
此又一大破綻也。

按朱子云「當時、伏生是濟南人、晁錯潁川人、止得於其女口授、有不曉其
言、以意屬讀、此載在史者。然而傳記所引、卻與尚書所載又無不同」。又
云「今觀孟子引享多儀出自洛誥、卻無差」、則可證孟子引書原未嘗改竄之
說。

又按馮班定遠管熟錢氏之門人也。顏注伏生傳、晁錯往受書事、引衛宏定古
文向書序爲妄。藝文志「尚書經二十九篇」伏生所傳者。又志「秦燔書禁學、
伏生獨壁藏之、漢興求得二十九篇、以教齊魯之間」。云「壁藏而求之、得
二十九篇」、是伏生自有本、不假口傳明矣。儒林傳「伏生教濟南張生及歐
陽生、歐陽生千乘人、事伏生。夏侯都尉從濟南張生受尚書、以傳族子始昌、
始昌傳勝、勝傳從兄子建」、則是歐陽夏侯二家、漢人列於學官者、自是伏
生親傳、非鼂錯所受之本明矣。又「伏生有孫、以治尚書徵」。伏生有孫、
則應有子、何至令女傳言。若其子幼不能傳書、則伏生年已九十餘、安得有
幼子乎。且其女能傳言、亦應通文字、何至鼂錯不能得者且十二三乃以意屬
讀之耶。某曾身至濟南潁川、其語音絕不相遠、雖古今或異、大略亦可知。
何至言語不通耶。衛宏且勿論、顏注漢號爲班氏忠臣、亦贅列斯語、疑誤
至今、殊可怪耳。

又按梅氏鷲亦謂「吳才老云『伏生得於既耄之後』爲失考。朱子於古文言『壁
藏』、今文則言『暗記』、亦是受校人之欺論」、正與定遠合。蓋漢定伏生即
求其書、以教於齊魯之間、不待孝文時始。然生未耄也。今文二十八篇、亦
從壁壁得之、手授之、其人非待鼂錯來始背誦。衛宏說妄也。凡此等皆遠勝
先儒者。

又按書大序云「伏生年過九十、失其本經、口以傳授」。此亦是魏晉間、衛

宏使女傳言教錯之說盛行。故撰序者採入、而不覺其於史文相背。劉歆有言「晁錯從伏生受尚書、尚書初出於屋壁、朽折散絶、今其書見在」、曾口授云乎哉。

第十五 左傳・國語に引ける逸書は皆な今に有り。

①左氏春秋内傳に引ける詩は一百五十六、引ける逸詩は十なり。引ける書は二十一、引ける逸書は三十三なり。外傳に引ける詩は二十二、引ける逸詩は一なり。引ける書は四、引ける逸書は十なり。蓋し三百篇は見存す、故に詩の逸するは自ら少し。古書の放闕せるは既に多きも、而も書の逸するは自ら詩に倍するなり。何ぞ梅氏の二十五篇の出づるや、向に韋・杜二氏の謂はゆる「逸書」なる者、皆な歴史として具さに在るや。其の終に逸書と爲す者は、僅かに昭十四年の「夏書に曰はく、昏墨賊殺とは、皋陶の刑なり」の一則のみ。夫の書、未だ孔子の刪る所を経ざるとき、凡て幾なるかを知らず。刪りて百篇と成すに及びても、未だ伏生の傳誦する所と爲らざるものに、尚ほ六十九篇あり。其の逸の多きこと、此の如きに至る。豈いは左氏 數百載前に於いて、逆め後に二十五篇有りて、引く所は必ず此に出づるを知らるや、抑そも此の二十五篇は、左氏より援きて以て重しと爲し、左氏を取りて以て料と爲し、左氏を規摹して以て文辭を爲し、而して凡そ引く所、遂に之を遺す或る莫きや。此れ又た一大破綻なり。

按ずるに左氏引く所の詩は、皆な其の句を成すに及ぶ者を指す。

他の篇名、章名と、其の人の自ら詩を作るが若きは、尚ほ此の數に在らず。何を以て「自ら詩を作る」と爲すや。隱元年の「大隧の中、其の樂や融融」は、莊公自ら詩を作るなり。「大隧の外、其の樂や洩洩」とは、武姜自ら詩を作るなり。僖五年の「狐裘尫茸たり、一國に三公あり、吾れ誰にか適從せん」とは、士蔭自ら詩を作るなり。昭十二年の「祭公謀父、祈招の詩を作る」に至りては、乃ち子革の引く所にして、自作の例に非ず、故に逸詩中に入る。周語の武王の支の詩も亦た然り。

又た按ずるに、左氏引く所の書、定四年に伯禽の以て魯公に命ずる有り、唐誥の以て唐叔に命ずる有り。伯禽・唐誥は皆な逸書の篇名なるも、並びに今百篇序中に見えざれば、則ち古の逸することの多きを知る。

①『左傳』・『國語』所引の『詩』・『書』の存・佚の数は閻氏によれば、以下の図表の通り。ただし佚『書』とは杜預・韋昭の注によるもの。このほとんどが梅氏二十五篇中に具在することの不自然さを指摘するのが、本条の主旨である。

左傳		國語		計	
存書	佚書	存詩	佚詩	存書	佚書
21	33	22	1	4	10
178	11	258	12	25	43

②韋杜——いま杜預注・韋昭注からそれぞれ一例のみ挙げる。

・『左傳』僖公二十四年「子臧之服不稱也夫。詩曰、自貽伊戚、其子臧之謂矣。夏書曰、地平天成、稱也」。杜預注「夏書、逸書也」。

・『國語』周語上「王曰、何故。對曰、夏書有之曰、衆非元后何戴」。韋昭注「夏書、逸書也」。

いずれも現行本の偽「大禹謨」篇中に見える。

③昭十四年——『左傳』昭公十四年。この例だけが現行本にも見えない逸書だということ。

叔向曰、三人同罪、施生戮死可也。雍子自知其罪、而賂以買直。鮒也鬻獄、邢侯專殺、其罪一也。己惡而掠美爲昏、貪以敗官爲墨、殺人不忌爲賊。夏書曰、昏・墨・賊、殺、皋陶之刑也、請從之」。

④豈左氏——「豈く耶、抑く耶」という選択疑問の構文。

⑤隱元年——『左傳』隱公元年。

遂置姜氏于城穎、而誓之曰「不及黃泉、無相見也」。既而悔之。穎考叔爲穎穀封人、聞之、有獻於公。公賜之食。食舍肉。公問之。對曰「小人有母、皆嘗小人之食矣。未嘗君之羹、請以遺之」。公曰「爾有母遺、繫我獨無」。穎考叔曰「敢問何謂也」。公語之故、且告之悔。對曰「君何患焉。若闕地及泉、隧而相見、其誰曰不然」。公從之。

公入而賦「大隧之中、其樂也融融」。

姜出而賦「大隧之外、其樂也泄泄」。遂爲母子如初。

⑥僖五年——『左傳』僖公五年。

士鷲稽首而對曰「臣聞之、無喪而戚、憂必讎焉無戎而城、讎必保焉。寇讎之保、又何慎焉。守官廢命、不敬。固讎之保、不忠。失忠與敬、何以事君。詩云『懷德惟寧、宗子惟城』。君其修德而固宗子、何城如之。三年將尋師焉、焉用慎」。退而賦曰「狐裘尫茸、一國三公、吾誰適從」。

⑦昭十二年——『左傳』昭公十二年。

析父謂子革「吾子、楚國之望也。今與王言如響、國其若之何」。子革曰「摩厲以須、王出、吾刃將斬矣」。王出、復語。左史倚相趨過、王曰「是良史也、子善視之。是能讀三墳・五典・八索・九丘」。對曰「臣嘗問焉、昔穆王欲肆其心、周行天下、將皆必有車轍馬跡焉。祭公謀父作祈招之詩以止王心、王是以獲沒於祗宮。臣問其詩而不知也。若問遠焉、其焉能知之」。

⑧周語——『國語』周語下。

衛彪傒適周、聞之、見單穆公曰「甚劉其不歿乎。周詩有之曰『天之所支、不可壞也。其所壞、亦不可支也』。昔武王克殷、而作此詩也、以爲飮歌、名之曰支、以遺後之人、使永監焉」。定四年——『左傳』定公四年。

子魚曰「以先王觀之、則尚德也。昔武王克商、成王定之、選建明德、以蕃屏周。故周公相王室、以尹天下、於周爲睦。分魯公以大路大旗、……以法則周公。……命以伯禽而封於少皞之虛」。

分康叔以大路少帛……命以康誥而封於殷虛。……」。

第十五 左傳國語引逸書皆今有

左氏春秋內傳引詩者一百五十六、引逸詩者十、引書者二十一、引逸書者三十三。外傳引詩者二十二、引逸詩者一、引書者四、引逸書者十。蓋三百篇見存、故詩之逸自少。古書放闕既多、而書之逸自倍於詩也。何梅氏二十五篇出、向韋杜二氏所謂「逸書」者、皆歷歷具在、其終爲逸書者、僅昭十四年「夏書曰、昏墨賊殺、皋陶之刑也」一則而已。夫書未經孔子所刪、不知凡幾。及刪成百篇、未爲伏生所傳誦、尚六十九篇。其逸多至如此。豈左氏於數百載前、逆知後有二十五篇、而所引必出於此耶、抑此二十五篇、援左氏以爲重、取左氏以爲料、規摹左氏以爲文辭、而凡所引遂莫之或遺耶。此又一大破綻也。

按左氏所引詩、皆指及其成句者。若他篇名章名與其人自作詩、尚不在此數。何以爲自作詩。隱元年「大隧之中、其樂也融融」、莊公自作詩也。「大隧之外、其樂也洩洩」、武姜自作詩也。僖五年「狐裘尅茸、一國三公、吾誰適從」、士爲自作詩也。至昭十二年「祭公謀父作祈招之詩」、乃子革所引、非自作例。故入於逸詩中。周語武王支之詩亦然。

又按左氏所引書、定四年有伯禽以命魯公、有唐誥以命唐叔。伯禽・唐誥皆逸書篇名、並不見今百篇序中、則知古逸多矣。

第十六 禮記に引ける逸書は、皆な今有り、且つ誤りて一篇を析ちて二と爲す。

小戴禮記の四十九篇に、引ける詩は一百有二、引ける逸詩は三なり。引ける書は十六、引ける逸書は十八なり。逸少く逸多きの故は、猶ほ左氏のごときなり。梅氏の書出づるに速びて、鄭氏の指して逸

書と爲すもの、皆な全全登載し、一の遺す或る無く、其の破綻を露はせるも、亦た左氏に於けると相等し。予獨り其の特に文辭を規摹するのみならず、抑そも且つ篇目を標舉するを怪しむ。如へば兪命を六たび引くを見ては、則ち說命三篇を撰し、太甲を四たび引きては、則ち太甲三篇を撰し、君陳を三たび引きては、則ち君陳篇を撰し、以て大誓を引きて泰誓を撰し、君雅を引きて君牙を撰するに及ぶ。「尹吉曰」を引くに至りては、何の書爲るかを知らず。康成受くる所の十六篇に咸有一德有るに縁れば、此の「惟尹躬及湯、咸有壹德」は其の中に出づるを知る。故に註に曰はく、「吉は當に告と爲すべし。告は古文の誥、字の誤なり。尹告は伊尹の誥なり。書序は以て咸有壹德と爲す。今は亡ぶ」と。其の確かに指すこと此の如し。果たして爾らば、「惟尹躬及湯、咸有壹德」をば、既に咸有一德中に竄入するに、何ぞ「惟尹躬天見於西邑夏、自周有終、相亦惟終」をば、均しく「尹吉曰」と爲し、而して太甲上篇中に竄入せるや。又た前に論ずる所の孟子と同一の破綻ならずや。

按ずるに、鄭・兪命・君陳に註して皆な「今亡ぶ」と云ふ。狸首の詩に註して「今逸す」と云ふ。蓋し射義の「曾孫侯氏」の八語を以て即ち狸首と爲す。故に則ち此の咸有壹德には、宜しく「今逸す」と云ふべく、宜しく「今亡ぶ」と云ふべからず。疑ふらくは「亡」字は誤りならん。或ひと予を難するに、古人は書を受くるに先後有り。鄭は儀禮・禮記を註せるとき、未だ毛詩傳を見ず。故に註に引く所の詩、毛と異なり、自ら「後に毛傳を得て、乃ち之を改む」と云ふ。安んぞ禮記を註せる時、尚ほ未だ古文尚書を見ずんばあらざるを知らんや、と。然れども予之れを本傳に考ふ

るに、殊に然らず。「東郡の張恭祖に従ひて禮記・古文尚書等を受く」れば、二書を之れ見るは、蓋し同時に在り。之を久しくして遊學し、歸りて黨錮に遭ふに及び、門を杜ぢて經業を修め、禮記に注す。黨禁の解かるるや、古文尚書・毛詩に注す。此れ又た之を鄭君自序に見ゆ。註に先後有り雖ども、而れども書を受くるは、實に同時に在りて、毛傳の比に非ず。康成號して「接顔して一見すれば、終身忘れず」と爲す者、安んぞ忘るる有るを得んや。其の字の誤り爲ること、固より決然たり。

又た按ずるに、鄭書に註するに、「亡」有り、「逸」有り。「亡」は則ち人間に無き所、「逸」は則ち人間に有りと雖ども、而れども博士家の讀む所に非ず。杜氏の註は名を統べて「逸」と爲す。此れ其の微かに別ある者なり。

又た按ずるに、鄭緇衣の君奭に註して、「今の博士は讀みて、厥の亂もて甯王の徳を勸む、と爲す」と云ふ。此れ即ち伏生の傳ふる所、歐陽・夏侯の註する所、尚書の學官に立つ者なり。東漢に毛詩は未だ立たず。小雅の都人士の首章、章六句二十四字は、惟だ毛氏のみ之れ有りて、三家は則ち亡びぬ。故に服虔は襄十四年左傳の「行きて周に歸るは、萬民の望む所」を引くに於いて、注して「逸詩」と云ふは、蓋し今の博士の讀む所に非ざるを以て、之を「逸」とするにて、虔は毛詩に出づるを知らざる者に非ざるなり。

又た按ずるに、古人の學ぶや年を以て進み、晩にして書を觀ること益ます博し。然れども此より前に注述せし所、追改するに及ぶ者有り、亦た復改定せざる者有り。要は當に文に隨ひて參考す

べし。如へば鄭の郷飲酒禮の關雎・鵲巢・鹿鳴・四牡の等に註するに、皆な詩序を取りて義と爲すに、緇衣の「彼の都人士、狐裘黃黃たり」の詩には、「毛氏に之れ有り」と云ふ。此れ即ち鄭志の謂はゆる「後に毛傳を得て、乃ち之れを改む」るものなり。郷飲酒禮の南陔・由庚・六笙の詩に註しては、「小雅の篇なり。今亡び、其の義は未だ聞かず」と云ひ、坊記の「先君を之れ思ひ、以て寡人を畜ふべし」には、「此れ衛夫人定姜の詩なり」と云ふ。此れ又た鄭志の謂はゆる「後に乃ち毛公傳を得たるも、注記已に行はるれば、復之れを改めざるなり」は是れなり。凡そ此は總べて歐陽公に言へる有るに縁る。庶幾はくば以て予の鄭氏の學に於いて心を盡すのみなるを見んことを。

又た按ずるに、東坡の紀年録に「元符三年、六月の晦、月無し。大海中に碇宿するに、勢甚だ危險なり。起きて坐し四顧するに、撰する所の易書・論語は、皆な以て自ら隨へ、而して世に未だ別本有らず。之を拊して嘆じて曰はく、天未だ是れを喪ぼさんと欲せざるや、吾が儕必ず濟らん」とあり、已にして果して然り。予は毎に古人の、著述を以て患難を免るること此の如きを嘆ず。癸亥の秋、將に北上せんとし、先に四五月の間、此の疏證の第一卷を淨寫して成り、六月、攜へて吳門に往く。二十二日夜半に武進の郭外に泊りしとき、舟忽ち覆へらんとす。自ら己に生くる理無きを分とするも、惟だ私かに念じて曰はく、「疏證には副本の京師に在るもの多しと雖ども、然れども未だ此の本の定と爲すに若かず。天其れ或は後人に示すに朴を以てするを欲せざるか。吾れ當に東坡の例を邀めて以て濟るべし」と。越えて次の日、岸に

達す。往きて吾が友陳玉璣廣明に告ぐ。廣明喜びて曰はく、「此の盛事は、以て記せざるべからず」と。因りて此に記す。

①六引兌命——『禮記』所引の六「兌命」篇は以下の通り。

- ・兌命曰「念終始典於學」（文王世子）
- ・兌命曰「念終始典于學」、（學記）

鄭注「典經也。言學之不舍業也。兌當爲說、字之誤也。

高宗夢傳說、求而得之、作說命三篇、在尚書、今亡」。

- ・兌命曰「學學半」（學記）
- ・兌命曰「敬孫務時敏、厥修乃來」（學記）

・兌命曰「惟口起羞、惟甲冑起兵、惟衣裳在笥、惟干戈省厥躬」

（緇衣）

・兌命曰「爵無及惡德、民立而正事、純而祭祀、是爲不敬。事

煩則亂、事神則難」（緇衣）

『尚書』說命中

惟說命總百官、乃進於王、曰「嗚呼。明王奉若天道、建邦設

都、樹後王君公、承以大夫師長。不惟逸豫、惟以亂民。惟天

聰明、惟聖時憲、惟臣欽若、惟民從乂。惟口起羞、惟甲冑起

戎、惟衣裳在笥、惟干戈省厥躬。王惟戒茲、允茲克明、乃罔

不休。

「惟治亂在庶官、官不及私昵、惟其能。爵罔及惡德、惟其賢。

慮善以動、動惟厥時。有其善、喪厥善、矜其能、喪厥功。惟

事事乃其有備、有備無患。無啓寵納侮、無恥過作非。惟厥攸

居、政事惟醇。黷于祭祀、時謂弗欽、禮煩則亂、事神則難」。

王曰「旨哉。說乃言惟服。乃不良于言、予罔聞于行」。說拜稽首、曰「非知之艱、行之惟艱。王忱不艱、允協于先王成德。惟說不言、有厥咎」。

『尚書』說命下

說曰「王。人求多聞、時惟建事。學于古訓、乃有獲。事不師古、以克永世、匪說攸聞。惟學遜志、務時敏、厥修乃來。允懷于茲、道積于厥躬。惟教學半、念終始典于學、厥德修罔覺。監于先王成憲、其永無愆。惟說式克欽承、旁招俊乂、列于庶位」。

②四引太甲——『禮記』所引の四「太甲」篇は以下の通り。

・太甲曰「民非后無能胥以寧。后非民無以辟四方」（表記）

・太甲曰「毋越厥命以自覆也。若虞機張、往省括于厥度則釋」

（緇衣）

・太甲曰「天作孽、可違也。自作孽、不可以道」（緇衣）

・太甲曰「願譴天之明命」（大學）

『尚書』太甲上

惟嗣王不惠于阿衡。伊尹作書、曰「先王願譴天之明命、以承

上下神只。社稷宗廟、罔不只肅。天監厥德、用集大命、撫綏

萬方。惟尹躬、克左右厥辟、宅師。肆嗣王丕承基緒。惟尹躬

先見于西邑夏、自周有終、相亦惟終。其後嗣王、罔克有終、

相亦罔終。嗣王戒哉、祗爾厥辟、辟不辟、忝厥祖」。王惟庸、

罔念聞。伊尹乃言曰「先王昧爽丕顯、坐以待旦。旁求俊彥、

啓迪後人。無越厥命以自覆。慎乃儉德、惟懷永圖。若虞機張、

往省括于度、則釋。欽厥止、率乃祖攸行。惟朕以懌、萬世有

辭。王未克變。

『尚書』太甲中

惟三祀、十有二月朔。伊尹以冕服、奉鬯王歸于亳。作書曰「民

非后、罔克胥匡以生、后非民、罔以辟四方、皇天眷佑有商、

俾嗣王克終厥德、實萬世無疆之休」。

王拜手稽首曰「予小子不明于德、自底不類。欲敗度、縱敗禮、

以速戾于厥躬。天作孽、猶可違、自作孽、不可逭。既往背師

保之訓、弗克于厥初、尚賴匡救之德、圖惟厥終」。

③三引君陳——『禮記』所引的四「君陳」篇は以下の通り。

・君陳曰「爾有嘉謀嘉猷、入告爾君于內、女乃順之于外、曰、

此謀此猷、惟我君之德。於乎、是惟良顯哉」(坊記)

鄭注「君陳、蓋周公之子、伯禽弟也。名篇在尚書、今亡」。

・君陳曰「未見聖、若己弗克見。既見聖、亦不克由聖」(緇衣)

・君陳曰「出入自爾師虞、庶言同」。(緇衣)

『尚書』君陳篇

王若曰「君陳、惟爾令德孝恭。惟孝、友于兄弟、克施有政。

命汝尹茲東郊、敬哉。昔周公師保萬民、民懷其德、往慎乃司、

茲率厥常。懋昭周公之訓、惟民其乂。我聞曰『至治馨香、感

于神明、黍稷非馨、明德惟馨』。爾尚式時、周公之猷訓、惟

日孜孜、無敢逸豫。凡人未見聖、若不克見、既見聖、亦不克

由聖。爾其戒哉。爾惟風、下民惟草。圖厥政、莫或不艱、有

廢有興、出入自爾師虞、庶言同則繹。爾有嘉謀嘉猷、則入告

爾后于內、爾乃順之于外。曰『斯謀斯猷、惟我后之德』。嗚

呼。臣人咸若時、惟良顯哉」。

④引大誓——『禮記』坊記篇。

・大誓曰「予克紂、非予武、惟朕文考無罪。紂克予、非朕文考

有罪、惟予小子無良」。

『尚書』泰誓下篇

王曰「嗚呼。我西土君子、天有顯道、厥類惟彰。今商王受、

狎侮五常、荒怠弗敬。自絕于天、結怨于民、斷朝涉之脛、剖

賢人之心。作威殺戮毒痛四海。崇信奸回、放黜師保、屏棄典

刑、囚奴正士、郊社不修、宗廟不享、作奇技淫巧以悅婦人。

上帝弗順、祝降時喪。爾其孜孜、奉予一人、恭行天罰。古人

有言曰『撫我則后、虐我則讎』。獨夫受、洪惟作威、乃汝世

讎。樹德務滋、除惡務本、肆予小子、誕以爾衆士、殄殲乃讎。

爾衆士其尚迪果毅、以登乃辟。功多有厚賞、不迪有顯戮。嗚

呼。惟我文考、若日月之照臨、光于四方、顯于西土。惟我有

周、誕受多方。予克受、非予武、惟朕文考無罪。受克予、非

朕文考有罪、惟予小子無良」。

⑤引君雅——『禮記』緇衣篇。

・君雅「夏日暑雨、小民惟曰怨。資冬祁寒、小民亦惟曰怨」

『尚書』君牙篇

王若曰「嗚呼。君牙、惟乃祖乃父、世篤忠貞、服勞王家、厥

有成績、紀于太常。惟予小子、嗣守文・武・成・康遺緒、亦惟

先正之臣、克左右亂四方。心之憂危、若蹈虎尾、涉于春冰。

今命爾予翼、作股肱心膂。續乃舊服、無忝祖考、弘敷五典、

式和民則。爾身克正、罔敢弗正、民心罔中、惟爾之中。夏暑

雨、小民惟曰怨咨。冬祁寒、小民亦惟曰怨咨。厥惟艱哉。思

其艱以圖其易、民乃寧。嗚呼。丕顯哉、文王謨。丕承哉、武王烈。啓佑我后人、咸以正罔缺。爾惟敬明乃訓、用奉若于先王。對揚文・武之光命、追配于前人」。

⑥尹吉曰——『禮記』所引の「尹吉」は以下の「緇衣」篇の二例。

・尹吉曰「惟尹躬及湯、咸有壹德」、鄭注「吉當爲告。告古文誥、字之誤也。尹告、伊尹之誥也。書序以爲咸有壹德、今亡。咸皆也。君臣皆有壹德不貳、則無疑惑也」

・尹吉曰「惟尹躬天、見於西邑。夏自周有終、相亦惟終」

⑦惟尹躬及湯——『尚書』咸有一德篇。

伊尹既復政厥辟、將告歸、乃陳戒于德。曰「嗚呼。天難諶、命靡常。常厥德、保厥位、厥德匪常、九有以亡。夏王弗克庸德、慢神虐民、皇天弗保、監于萬方、啓迪有命。眷求一德、俾作神主。惟尹躬暨湯、咸有一德、克享天心、受天明命。以有九有之師、爰革夏正、非天私我有商、惟天佑于一德、非商求于下民、惟民歸于一德、德惟一、動罔不吉。德二三、動罔不兇。惟吉兇不僭在人、惟天降災祥在德」。

⑧惟尹躬天見於西邑——『尚書』太甲中篇。

惟嗣王不惠于阿衡。伊尹作書、曰「先王顧諟天之明命、以承上下神只。社稷宗廟、罔不只肅。天監厥德、用集大命、撫綏萬方。惟尹躬、克左右厥辟、宅師。肆嗣王丕承其緒。惟尹躬先見于西邑夏、自周有終、相亦惟終。其后嗣王、罔克有終、相亦罔終。嗣王戒哉、祗爾厥辟、辟不辟、忝厥祖」。

⑨鄭註——注①、注③参照。

⑩註狸首詩——『禮記』投壺篇。「命弦者曰、請奏狸首間若一。大師曰諾」。鄭注「弦鼓瑟者也。狸首詩篇名也。今逸。射義所云、詩曰曾孫侯氏、是也」。

⑪射義——『禮記』射義篇。

其節天子以騶虞爲節。諸侯以狸首爲節。卿大夫以采蘋爲節。士以采繁爲節。騶虞者、樂官備也、狸首者、樂會時也。采蘋者、樂循法也。采繁者、樂不失職也。是故天子以備官爲節。諸侯以時會天子爲節。卿大夫以循法爲節。士以不失職爲節。故明乎其節之志、以不失其事、則功成而德行立、德行立則無暴亂之禍矣。功成則國安。故曰。射者、所以觀盛德也。

鄭注「騶虞・采蘋・采繁、毛詩篇名。狸首、逸。下云、曾孫侯氏、是也」。

(中略)

故詩曰「曾孫侯氏、四正具舉。大夫君子、凡以庶士、小大莫處、御于君所、以燕以射、則燕則譽」。言君臣相與盡志於射、以習禮樂、則安則譽也。

⑫自云——『禮記』孔子問居篇疏所引の『鄭志』に見える。

案鄭志答曰「吳模云、注記時孰就盧君、後得毛傳、乃改之。凡注與詩不同、皆倣此」。

⑬本傳——『後漢書』卷三十五「鄭玄傳」。

鄭玄字康成、北海高密人也。八世祖崇、哀帝時尚書僕射。玄少爲鄉嗇夫、得休歸、常詣學官、不樂爲吏、父數怒之、不能禁。遂造太學受業、師事京兆第五元先、始通京氏易、公羊春秋、三統歷、九章算術。又從東郡張恭祖受周官、禮記、左氏

春秋、韓詩、古文尚書。以山東無足問者、乃西入關、因涿郡盧植、事扶風馬融。(中略)玄自游學、十餘年乃歸鄉里。家貧、客耕東萊、學徒相隨已數百千人。及黨事起、乃與同郡孫嵩等四十餘人、被禁錮、遂隱修經業、杜門不出。時任城何休好公羊學、遂著公羊墨守、左氏膏肓、穀梁廢疾。玄乃發墨守、鍼膏肓、起廢疾。休見而歎曰「康成入吾室、操吾矛、以伐我乎」。初、中興之後、范升、陳元、李育、賈逵之徒爭論古今學、後馬融荅北地太守劉瓌及玄荅何休、義據通深、由是古學遂明。(中略)門人相與撰玄荅諸弟子問五經、依論語作鄭志八篇。凡玄所注周易・尚書・毛詩・儀禮・禮記・論語・孝經・尚書大傳・中候・乾象歷、又著天文七政論・魯禮禘祫義・六藝論・毛詩譜・駁許慎五經異義・荅臨孝存周禮難、凡百餘萬言。

⑭鄭君自序——『唐會要』卷七七・『文苑英華』卷七六六等所引。遭黨錮之事、逃難注禮。至黨錮事解、注古文尚書・毛詩・論語。爲袁譚所逼來、至元城、乃注周易。

⑮接顏一見——『世說新語』文學篇注所引『鄭君別傳』。

玄別傳曰「玄少好學書數、十三誦五經、好天文占候、風角隱術。年十七、見大風起、詣縣曰『某時當有火災』。至時果然、智者異之。年二十一、博極群書、精歷數圖緯之言、兼精算術。遂去吏、師故兗州刺史第五元。先就東郡張恭祖受周禮・禮記・春秋傳。周流博觀、每經歷山川、及接顏一見、皆終身不忘。扶風馬季長以英儒著名、玄往從之、參考同異……」。

⑯鄭註緇衣——『禮記』緇衣篇。

君奭曰「昔在上帝、周田觀文王之德、其集大命于厥躬」。

鄭注「奭、召公名也。作尚書篇名也。古文『周田觀文王之德』爲『割申勸寧王之德』。今博士讀爲『厥亂勸寧王之德』。三者皆異、古文似近之。」

⑰小雅都人士首章——『毛詩』小雅・都人士的首章六句「彼都人士、狐裘黃黃、其容不改、出言有章、行歸于周、萬民所望」を鄭玄は『禮記』緇衣篇注で以下のように述べる、
黃衣則狐裘大蜡之服也。詩人見而說焉。章、文章也。忠信爲周。此詩毛氏有之、三家則亡。

⑱服虔——『左傳』襄公十四年傳所引「忠、民之望也。詩曰、行歸于周、萬民所望、忠也」に對する服虔注(『毛詩疏』所引)は以下の通りである。
襄十四年左傳引此二句、服虔曰「逸詩也。都人士首章有之。禮記注亦言「毛氏有之、三家則亡」。今韓詩實無此首章。時三家列於學官、毛詩不得立、故服以爲逸。(都人士疏)」

⑲鄭註鄉飲酒禮——『儀禮』鄉飲酒禮「乃合樂周南關雎・葛覃・卷耳、召南鵲巢采芣苢」また「工歌鹿鳴・四牡・皇皇者華」の鄭玄注とそれぞれの(詩序)は以下の通り。

○鄭注「周南・召南、國風篇也。王后國君夫人房中之樂歌也。關雎言后妃之德、葛覃言后妃之職、卷耳言后妃之志、鵲巢言國君夫人之德、采芣苢言國君夫人不失職、采蘋言卿大夫之妻能脩其法度。」

・關雎序「關雎、后妃之德也、風之始也」。
・葛覃序「葛覃、后妃之本也、后妃在父母家、則志在於女功之事、躬儉節用、服澣濯之衣、尊敬師傅、則可以歸安父母、」

化天下以婦道也」。

・卷耳序「卷耳、后妃之志也」。

・鵲巢序「鵲巢、夫人之德也」。

・采蘋序「采蘋、夫人不失職也」。

・采蘋序「采蘋、大夫妻能循法度也」。

○鄭注「三者皆小雅篇也。鹿鳴、君與臣下及四方之賓燕、講道脩

政之樂歌也。此采其已有旨酒、以召嘉賓、嘉賓既來、示

我以善道。又樂嘉賓有孔昭之明德、可則倣也。四牡、君

勞使臣之來樂歌也。此采其勤苦王事、念將父母、懷歸傷

悲、忠孝之至、以勞賓也。皇皇者華、君遣使臣之樂歌也。

此采其更是勞苦、自以爲不及、欲諮謀于賢知而以自光明

也」。

・鹿鳴序「鹿鳴、燕群臣嘉賓也。既飲食之、又實幣帛筐篚、以將

其厚意、然後忠臣嘉賓、得盡其心矣」。

・四牡序「四牡、勞使臣之來也。有功而見知則說矣」。

・皇皇者華序「皇皇者華、君遣使臣也、送之以禮樂、言遠而有光

華也」。

⑳註鄉飲酒禮南陔——『儀禮』鄉飲酒禮「奏南陔・白華・華黍」の

鄭玄注には「南陔・白華・華黍、小雅篇也。今亡、其義未聞」

とある。

㉑由庚——『儀禮』鄉飲酒禮「乃閒歌魚麗、笙由庚、歌南有嘉魚、

笙崇丘、歌南山有臺、笙由儀」の鄭玄注には「閒代也。謂一歌

則一吹。六者皆小雅篇也。……由庚・崇丘・由儀、今亡、其義

未聞」とある。

㉒坊記——『禮記』坊記篇「詩云、先君之思、以畜寡人」、鄭注「此

衛夫人定姜之詩也。定姜無子、立庶子伋、是爲獻公。畜孝也。

獻公無禮於定姜、定姜作詩、言獻公當思先君定公以孝於寡人」。

・邶風燕燕序「燕燕、衛莊姜送歸妾也」。

㉓鄭志——『毛詩』小雅・南陔疏所引の『鄭志』参照。

此云「有其義」、而鄉飲酒之禮注皆云「今亡、其義未聞」、鄭

志荅吳棣云「爲記注時、就盧君耳、先師亦然。後乃得毛公傳、

既古書義、又當然。記注已行、不復改之」、是注禮之時、未見

此序、故云「義未聞也」。

㉔東坡紀年錄——蘇東坡『東坡志林』。

㉕癸亥——康熙二十二年（一六八三）に当たる。

㉖陳玉璫廣明——清の陳玉璫、字は廣明。その伝は『清史列傳』卷

七一に見える。

補説——前条の『左傳』『國語』に続けて、『禮記』所引の逸書が

偽古文の素材となったことを論じている。ただし追記最後の一段

は、閻氏『尚書古文疏證』作成の経過が語られていて甚だ興味深

い。

第十六 禮記引逸書皆今有且誤析一篇爲二

小戴禮記四十九篇、引詩者一百有二、引逸詩者三。引書者十六、引逸書者十

八。逸少逸多之故、猶左氏也。逮梅氏書出、而鄭氏所指爲逸書、皆全全登載、

無一或遺。其露破綻亦與於左氏相等。予獨怪其不特規摹文辭、抑且標舉篇目。

如見六引兌命、則撰說命三篇、四引太甲、則撰太甲三篇、三引君陳、則撰君

陳篇、以及引大誓撰泰誓、引君雅撰君牙、至引「尹吉曰」不知爲何書、錄康

成所受十六篇有咸有一德、知此「惟尹躬及湯咸有壹德」出其中。故註曰「吉當爲告。告古文誥、字之誤也。尹告伊尹之誥也。書序以爲咸有壹德、今亡」。其確指如此。果爾「惟尹躬及湯咸有壹德」、既竄入咸有一德中、何「惟尹躬天見於西邑夏、自周有終、相亦惟終」均爲「尹吉日」、而竄入太甲上篇中耶。不又與前所論孟子同一破綻耶。

按鄭註兌命「君陳皆云「今亡」、註經首詩云「今逸」。蓋以射義「曾孫侯氏」八語爲即狸首、故則此咸有壹德、宜云「今逸」、不宜云「今亡」。疑「亡」字誤。或難予、古人受書有先後、鄭註禮記、禮記、未見毛詩傳、故註所引詩與毛異。自云「後得毛傳、乃改之」、安知註禮記時、不尚未見古文尚書乎。然予考之本傳、殊不然。「從東郡張恭祖受禮記·古文尚書等」、二書之見、蓋在同時。及久之遊學、歸遭黨錮、杜門修經業、注禮記。黨禁解、注古文尚書、毛詩。此又見之鄭君自序。註雖有先後、而受書實在同時、非毛傳比。康成號爲「接顏一見、終身不忘」者、安得有忘。其爲字誤、固決然爾。

又按鄭註書有「亡」有「逸」、「亡」則人間所無、「逸」則人間雖有、而非博士家所讀。杜氏註統名爲「逸」。此其微別者。

又按鄭註緇衣君奭云「今博士讀爲厥亂勸甯王之德」。此即伏生所傳、歐陽夏侯所註、尚書立於學官者。東漢毛詩未立、小雅都人士首章、章六句二十四字、惟毛氏有之、三家則亡。故服虔於襄十四年左傳引「行歸於周、萬民所望」、注云「逸詩」、蓋以非今博士所讀逸之、虔非不知出於毛詩也者。又按古人學以年進、晚而觀書益博、然於前此所注述、有及追改者、亦有不復改定者。要當隨文參考。如鄭註鄉飲酒禮「關雎·鶴鳴·鹿鳴·四牡」之等、皆取詩序爲義、緇衣「彼都人士、狐裘黃黃」之詩、云「毛氏有之」、此即鄭志所謂「後得毛傳乃改之」也。註鄉飲酒禮「南陔·由庚·六笙」詩、云「小

雅篇也。今亡、其義未聞」、坊記「先君之思、以畜寡人」、云「此衛夫人定姜之詩」。此又鄭志所謂「後乃得毛公傳、注記已行、不復改之」是也。凡此總緣歐陽公有言、庶幾以見。予於鄭氏之學盡心焉耳。

又按東坡紀年錄「元符三年、六月晦、無月。碇宿大海中、勢甚危險。起坐四顧、所撰易、書、論語、皆以自隨、而世未有別本。拊之而嘆曰、天未欲喪是也、吾儕必濟」。已而果然。予每嘆古人之以著述免患難如此。癸亥秋、將北上、先四五月間、淨寫此疏證第一卷成、六月攜往吳門。於二十二日夜半、泊武進郭外、舟忽覆。自分已無生理、惟私念曰、「疏證雖多副本在京師、然未若此本爲定。天其或不欲示後人以朴乎。吾當邀東坡例以濟」。越次日達岸、往告吾友陳玉瑛廣明、廣明喜曰「此盛事不可以不記」。因記於此。

（卷一完）